令和６年６月５日判決言渡

令和５年（行ケ）第１００８６号　審決取消請求事件

口頭弁論終結日　令和６年４月２４日

判　　決

原　　告	ヤーマン株式会社	
同訴訟代理人弁護士	鮫　島　正　洋	
同	栁　下　彰　彦	
同	石　橋　　茂	
同	溝　田　　尚	
被　　告	有限会社Ｇ．Ｍコーポレーション	
同訴訟代理人弁護士	小　松　陽一郎	
同	原　　悠　介	
同	千　葉　あすか	
同	小　山　　秀	
同訴訟復代理人弁護士	中　田　健　一	
同訴訟代理人弁理士	福　島　三　雄	
同	福　島　正　憲	
同	塩　田　哲　也	
同	宮　崎　洋　介	

主　　文

１　原告の請求を棄却する。

２　訴訟費用は原告の負担とする。

事　実　及　び　理　由

【略語】

本判決で用いる略語は、別紙１「略語一覧」のとおりである。

第１　請求

特許庁が無効２０２２－８０００４０号事件について令和５年６月２８日にした審決（本件審決）を取り消す。

第２　事案の概要

１　特許庁における手続の経緯等（当事者間に争いがない。）

(1) 被告は、令和２年８月６日、発明の名称を「皮膚刺激ブラシ」とする発明について特許出願をし、令和３年１０月２６日、本件特許に係る特許権の設定登録を受けた（請求項の数１０）。

(2) 原告は、令和４年５月２日、本件特許（請求項１～１０関係）について、特許無効審判を請求した。

(3) 特許庁は、同請求を無効２０２２－８０００４０号事件として審理を行った上、令和５年６月２８日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との本件審決をし、その謄本は同年７月６日原告に送達された。

(4) 原告は、同年８月４日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

２　本件各発明の内容

(1) 本件特許の特許請求の範囲の記載は、以下のとおりである。なお、請求項２～１０は、いずれも請求項１を引用するものである。

【請求項１】

柄及び該柄の一端に設けられてなるブラシ台を構成するハウジングと、

前記ハウジングに収容されてなる電気回路と、

前記ブラシ台に突設されてなる複数の皮膚刺激ブラシ用ピンと、を備えてなり、

前記皮膚刺激ブラシ用ピンは、

前記電気回路から導電可能に前記電気回路に接続された金属製の基底部材と、

細長の筒体であって、前記基底部材が基端部に配設されてなる胴部材と、

前記胴部材の先端側の開口に接続されて、先端が露出してなる電極部材と、

前記胴部材の筒内部に空隙を設けて挿通されて、前記基底部材と前記電極部材とを、前記胴部材の長さ方向に押し縮められた状態で連結する金属軸と、を有し、

前記金属軸は、径方向に屈曲可能な柔軟性を有してなり、

前記胴部材は、径方向に屈曲可能な弾性を有してなる

ことを特徴とする皮膚刺激ブラシ。

【請求項２】

前記金属軸は、前記電極部材を先端側に付勢してなるコイルバネである

ことを特徴とする請求項１に記載の皮膚刺激ブラシ。

【請求項３】

前記胴部材は、長さ方向に対する可撓性を有してなり、

前記電極部材が基端側に押し込まれた際に、前記胴部材が長さ方向に押縮められる

ことを特徴とする請求項１又は２に記載の皮膚刺激ブラシ。

【請求項４】　省略

【請求項５】

前記基底部材は、前記金属軸の基端部と一体として構成された前記金属軸の一部分として構成されてなる

ことを特徴とする請求項１～４のいずれか一つに記載の皮膚刺激ブラシ。

【請求項６～９】　省略

【請求項１０】

前記電気回路は、低周波電流を、前記基底部材から前記金属軸を介して前

記電極部材に対して印加可能に構成されてなる

ことを特徴とする請求項１～９のいずれか一つに記載の皮膚刺激ブラシ。

(2) 本件明細書及び図面の抜粋を別紙２に掲げる。

これによれば、本件明細書には、本件各発明につき、次のような開示があることが認められる。

ア　本発明は、皮膚を電気的に刺激する皮膚刺激ブラシに関する。従来のブラシとしては、ブラシ台から立設された複数のブリッスルを有するもの、頭皮をマッサージ可能なブラシとして「育毛材などの溶液を入れた容器と、この容器に接続して前記溶液を頭皮に吐出するブリッスルと、生体を電気的に刺激する電流の電源と、この電源に接続して前記電流を頭皮に流すブリッスルと、を備えてなる育毛ブラシ。」との構成を備える育毛ブラシが知られている（【０００１】～【０００３】）。

イ　しかし、従来技術は皮膚に電流を流すブリッスルが表面に露出されていたことから、整髪料等の薬剤や汗によってブリッスルが膨潤劣化し、使用につれて導電性が低下するという問題があった（【０００５】）。

ウ　そこで、上記課題を解決する手段として、本発明に係る皮膚刺激ブラシは、本件発明１の構成からなることを特徴とする（【０００６】）。

エ　本件発明１の構成によれば、電極部材に対して電流を印加する金属軸が胴部材の筒内部に挿通されてなることから、金属軸が直接皮膚や体毛に付着した皮脂、水分、シャンプー、化粧品等に触れない。これにより、電気回路から電極部材までの電流の経路となる金属軸の腐食を抑制することができ、長期間導電性の低下を抑制することができる。そして、電気刺激の強度を維持させたいとする使用者のニーズにも応えることができる（【０００７】、【００２４】）。

また、前記金属軸が径方向（皮膚刺激ブラシ用ピンの長さ方向を軸方向と仮定した際の半径方向）に屈曲可能な柔軟性を有してなり、前記胴部材

が径方向に屈曲可能な弾性を有してなることにより、皮膚刺激ブラシ用ピンが、使用時に皮膚から加わる力に応じて径方向に屈曲することができる。このため、皮膚刺激ブラシ用ピンに皮膚の押圧に伴う屈曲状態からの弾性によるマッサージ効果を実現させることができる。また、胴部材を径方向に対する弾性及び長さ方向に対する可撓性を筒体に構成した場合（注：本件発明３の構成）にあっては、皮膚刺激ブラシの使用者に対して、電極部材が皮膚を強く押圧することによっても不意に皮膚を傷つけることがない。さらに、コイルバネの付勢力と胴部材の復元力とによって、電極部材と皮膚との確実な接触を確保しつつ、使用者に対して心地よい刺激を伴った押圧感を与えることができる。（【００１１】～【００１３】、【００１７】、【００２５】）。

さらに、本件発明１０の構成によれば、電極部材から皮膚に対して与えられる低周波電流が、皮膚の血流を増加させて細胞の代謝を活発化させることができる。これにより、毛髪が生えている部位の皮膚を刺激すれば抜け毛を抑制することができる。また、顔の皮膚を刺激すれば、即効性のある皮膚のリフトアップ効果を発揮することができ、化粧を行う前の肌の状態を改善し、化粧のりを良くすることができる（【００２６】）。

３　本件審決の理由の要旨

本件審決の理由の要旨は以下のとおりであり、その詳細は別紙３「本件審決の抜粋」のとおりである。

(1) 甲１発明に基づく新規性欠如について（本件発明１～６、８、９）

本件発明１と甲１発明は相違点１～５の点で相違し、これらは実質的な相違点であるから、本件発明１及び本件発明１の発明特定事項を全て備える本件発明２～６、８、９は甲１発明ではなく、特許法２９条１項３号に該当しない。

(2) 甲１発明に基づく進歩性欠如について（本件各発明）

上記のとおり、本件発明１と甲１発明は相違点１～５の点で相違する。

そして、甲１発明及び周知技術に基づいて相違点１～５に係る発明特定事項とすることは当業者にとって容易に想到できるものではないから、本件発明１、及び本件発明１の発明特定事項を全て含み、更に減縮したものである本件発明２～１０は、甲１発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものとはいえず、特許法２９条２項に該当しない。

(3) 明確性要件違反について（本件発明５、１０）

本件発明５、１０は明確であり、特許法３６条６項２号所定の明確性要件に適合する。

４　審決の取消事由

(1) 取消事由１：甲１発明に基づく新規性の判断の誤り（本件発明１～６、８、９）

(2) 取消事由２：甲１発明に基づく進歩性の判断の誤り（本件発明１～１０）

(3) 取消事由３：明確性要件に関する判断の誤り（本件発明５、１０）

第３　当事者の主張

１　取消事由１（甲１発明に基づく新規性の判断の誤り〔本件発明１～６、８、９〕）について

【原告の主張】

(1) 本件発明１と甲１発明の対比（相違点の認定）について

ア　本件発明１の「基底部材」は、①胴部材の基端部に配設され、②胴部材の長さ方向に押し縮められた金属軸により電極部材と連結され、③電気回路から導電可能に電気回路に接続された金属製の部材である。

この「基底部材」に相当するのは甲１公報の「ストッパー５」であるのに、これを一致点と認めなかった本件審決の認定は誤っている。これを前提とする相違点１は存在しない。

イ　本件発明１の「胴部材」は、①細長の筒体であり、②基底部材が基端部に配設され、③先端側の開口には電極部材が接続され、④基底部材と電極部材とを、その長さ方向に押し縮められた状態で連結する金属軸がその筒内部に挿通され、⑤径方向に屈曲可能な弾性を有してなる部材である。

この「胴部材」に相当するのは甲１公報の「スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９の中空域」（下記「甲１の図２」参照）であるのに、これと異なり、胴部材に相当するのは「スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９」であるとした本件審決の認定は誤っている。これを前提とする相違点２は存在しない。

ウ　本件発明１の「電極部材」は、①胴部材の長さ方向に押し縮められた金属軸により電極部材と連結され、②胴部材の先端側の開口に接続されて、先端が露出してなる部材である。

この「電極部材」に相当するのは甲１公報の「磁石６」であるのに、これと異なり、「電極部材」に相当するのは「リード線７の一端」であるとした本件審決の認定は誤っている。これを前提とする相違点３は存在しない。

エ　本件発明１の「金属軸」は、①胴部材の筒内部に空隙を設けて挿通され、②基底部材と電極部材とを、胴部材の長さ方向に押し縮められた状態で連結し、③径方向に屈曲可能な柔軟性を有してなる部材である。

この「金属軸」に相当するのは甲１公報の「ばね８」であり、本件発明１と甲１発明は、「前記胴部材の筒内部に空隙を設けて挿通されて、前記基底部材と前記電極部材とを、前記胴部材の長さ方向に押し縮められた状態で連結する金属軸を有する」点で一致するのに、この一致点を認めなかった本件審決の認定は誤っている。これを前提とする相違点３は存在しない。

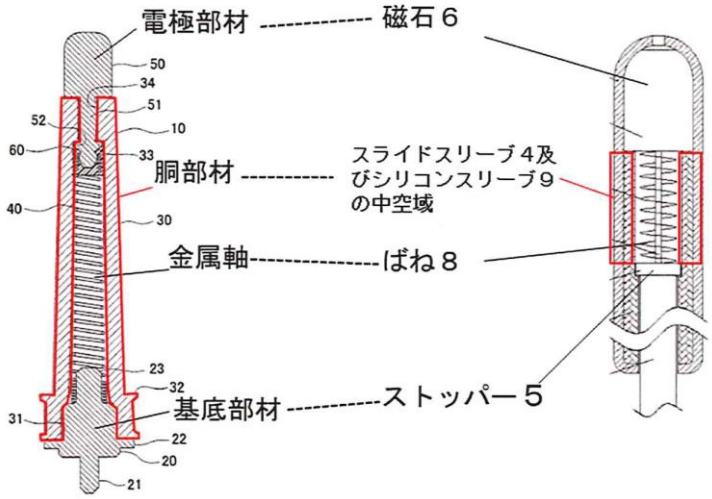

本件特許の図４　　甲１の図２

（便宜上、上下を逆にしてある。）

(2)　「甲１発明のリード線７が電流ガイドロッド３及び磁石６を貫通している」との本件審決の認定について

上記(1)で述べた本件審決の誤った認定は、甲１発明のリード線７が電流ガイドロッド３及び磁石６を貫通しているとの理解に基づくものであるが、その理解が誤りであることは、以下のとおりである。

ア　甲１公報の図２は「シリコンスリーブ及びスライドスリーブの構造の断面図」（［００１６］）であり、図１が「全体構造の部分断面図」（［００１５］として「部分」（中国語原文では「局部」）と説明されているのと異なるから、「電池ボックスの構造の断面図」（［００１９］）である図５と同様、全体的な断面図と考えられる。

図面のハッチングについては、中国の実用新案出願の実務では、断面図において説明の主な対象となる箇所にハッチングを施し、そうでない箇所には施さないから、ハッチングがないことが断面でないことを示すものではない（甲８０～８３）。

イ　甲１公報の「磁石６と電流ガイドロッド３の内部にリード線７が貫通さ

れ」（中国語原文：「磁石 6 与导流杆 3 的内部贯穿有导线 7」）（［００２２］）の記載は、磁石６と電流ガイドロッド３との間の空間をリード線７が貫通していると解釈すべきである。

なお、「貫穿」は「貫く、突き通る」を意味するが（甲８４）、図２では、リード線７は磁石６から飛び出していない。

また、「リード線７の一端は本体２と櫛ハンドル１を順に貫通して電池ボックス１８の左側に固定して接続され」（［００２２］）、「リード線７の一端は頭皮に弱い電流を放電して頭皮細胞を刺激し」（［００２３］）の記載については、中国語の「一端」（原文も同じ）は必ずしも両端が対応して存在することを意味しないし、リード線７による電流の流路の途中に電流ガイドロッド３が介在しても、電池ボックス１８の側と磁石６の側をそれぞれ「一端」とすることは不自然ではない。

さらに、中国の実用新案専利出願では、審査基準上、同一の部材（構成部分）が複数あってそれらが物理的に離れている場合の符号の振り方に決まりはなく、実務上は、同一の部材であればそれぞれの部材に同一の符号を振るのが一般的であるから（甲７９）、甲１公報の「…磁石６と電流ガイドロッド３の内部にリード線７が貫通され、リード線７の一端は本体２と櫛ハンドル１を順に貫通して電池ボックス１８の左側に固定して接続され…」（［００２２］）との記載において、最初の「リード線７」の文言は磁石６と電流ガイドロッド３の内部（両者間の空間）に貫通されたリード線を、次の「リード線７」の文言は電池ボックス１８に接続されたリード線をそれぞれ表していると理解される。（以上、甲３１、３２、６５、６６の各意見書）

ウ　また、リード線７が連続的に延びていると解釈する場合、①本体２は櫛歯の数だけ存在するリード線７を収納しなければならない、②電池ボックス１８との接点が大量にあるので、ショートを防止するためには絶縁や配

置の工夫が必要になる、③磁石６及び電流ガイドロッド３それぞれの内部にリード線７を貫通させると、リード線７を通す穴を電流ガイドロッド３及び磁石６に設ける必要があるため、製造が難しく、仮に実現できたとしても製造コストが膨大になり、工業製品として現実的でない。

エ　被告は、別紙４「被告説明図」（甲３６）に基づき、甲１発明のスライドスリーブ４が電流ガイドロッド３に沿ってスライドする旨主張するところ（後記【被告の主張】(3)）、同図２(b)を前提とすると、リード線７が磁石６の内部を貫通しているのであればシリコンスリーブ９の底部の放電孔から飛び出すことになるから、主張が矛盾している。

(3) 「甲１発明のスライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９が径方向に屈曲可能な弾性を有している」ことを認めなかった本件審決の認定について

本件審決は、本件発明１の「前記胴部材は、径方向に屈曲可能な弾性を有してなる」との構成を本件発明１の一致点と認めず、これを前提に相違点５を認定したが、以下のとおり、当業者であれば、甲１公報のスライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９の中空域（上記(1)イのとおり本件発明１の「胴部材」に相当する部分）が径方向に屈曲可能な弾性を有することは、優に理解できる（なお、本件発明１の「金属軸」に相当するばね８は通常のコイルばねであり、径方向に屈曲可能な柔軟性を有していることは明らかである。）。

ア　甲１発明の櫛は、丸い頭頂部の頭皮に全ての櫛の歯を接触させるため、シリコンスリーブの底部が常に頭皮にフィットするよう、ばね８の弾性力を利用してスライドスリーブ４と電流ガイドロッド３の部分を伸縮可能にするもので、「…スライドスリーブ４と電流ガイドロッド３の部分を伸縮可能にし…」との記載からスライドスリーブ４が伸縮可能であることが理解され、また、「…スライドスリーブ４がシリコンスリーブ９を収縮させ…」との記載からスライドスリーブ４がシリコンスリーブ９を収縮させる

ことが理解されるから、（甲１公報［００１３］、［００２２］、［００２３］）、スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９はいずれも伸縮可能な部材である。

また、櫛を頭皮に押し当てた状態で髪をとかすようにスライドさせる際、髪によりスライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９の径方向に力がかかるため、径方向の弾性（しなり）が必要となることが理解される。

さらに、上下に伸縮するだけで径方向にまったく屈曲しないよりも、同時に径方向に屈曲する方が、頭部の曲率の変化に応じてシリコンスリーブ９の底部が常に頭皮にフィットするよう調整する機能を果たすことができる。

櫛の歯は屈曲可能な弾性を有する合成樹脂で作られていること（甲６７）、甲４公報には頭皮ケアのため先端から微細電流を流す場合に櫛が曲がりながら変形して頭皮に接触する旨の記載があることからも、甲１発明もこれと同様の構成を有すると考えられる。

イ　仮にスライドスリーブ４がまったく屈曲できない部材だとすると、ばね８の弾性力によりストッパー５と磁石６の位置は安定するはずであるため、ストッパー５と磁石６の位置を「固定」する必要がないから、スライドスリーブ４がある程度屈曲することは想定されている。

ウ　本件審決は、甲１発明のスライドスリーブ４が径方向に屈曲すると、スライドスロットが屈曲することとなり、スライドスリーブ４が電流ガイドロッド３に沿ってスムーズにスライドすることができず、シリコンスリーブ９の底部が常に頭皮にフィットするよう調整する機能を果たすことができない旨述べる（本件審決第５の２(3)オ）。

しかし、まず、甲１公報にはスライドスリーブ４が電流ガイドロッド３に沿ってスライドするとの記載はない。同趣旨の被告の主張（後記【被告の主張】(3)）は、被告が作成した図面である別紙４「被告説明図」（甲

３６）に基づくものであって甲１公報の記載に基づくものではなく、スライドスリーブ４とシリコンスリーブ９が軸方向に収縮すること（上記ア）にも反している。また、同別紙【図２】(b)はリード線７が磁石６の内部を貫通しているとの被告の主張と矛盾するものであることは、上記のとおりである。

仮に「電流ガイドロッド３及びストッパー５」が軸方向に摺動（スライド）することを前提としても、ストッパー５の下部に設置されている「ばね８」は径方向に屈曲可能なので、その屈曲に伴って「スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９の中空域」も径方向に屈曲することは可能であるから、被告の主張する「摺動」と「スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９の中空域」における「径方向の屈曲」は両立する。このことは、甲２公報に「先端部４０は胴部４４に対して可動できるようになっているので、電極４１が配設された先端部４０が頭部の形状に合わせて上下左右に動くことが可能となり、頭皮に対する電気パルスの印加がスムースに行われることになる。」（【００２６】）として、軸方向の摺動と屈曲とが両立するとする記載からも裏付けられる。

さらに、甲１公報における「径方向の屈曲」は、本件審決が述べる上記機能を奏する程度の屈曲をいうのであり、上記のスライドを妨げるほどの大きな屈曲はしないものと理解される。

(4) 結論

以上によれば、本件発明１は甲１発明と一致するから、本件発明１及び本件発明１の発明特定事項を全て備える本件発明２～６、８、９は甲１発明ではないとした本件審決には、新規性の判断を誤った取消事由がある。

【被告の主張】

(1) 本件発明１と甲１発明の対比（相違点の認定）について

本件発明１は、請求項の記載から、基底部材、電極部材、金属軸、胴部材

を含む全ての用語の意義が明らかである。本件審決においては、請求項の記載どおりに要旨認定がなされた上で甲１発明との対比検討が行われており、誤りはない。

(2) 「甲１発明のリード線７が電流ガイドロッド３及び磁石６を貫通している」との本件審決の認定について

ア　甲１公報の図２については、まず、願書に添付する図面は明細書の補助として使用されるものであるから、明細書の記載の解釈を図面に合わせて変更しようとする原告の主張は誤りである。

また、甲１公報では、図２について「本考案のシリコンスリーブ及びスライドスリーブの構造断面図である」と記載されており、その説明どおり、シリコンスリーブ９及びスライドスリーブ４は断面図であることを表すハッチングが施されている。これに対し、電流ガイドロッド３、ストッパー５及び磁石６はハッチングがなく白抜きである。

したがって、図２は、リード線７が電流ガイドロッド３及び磁石６を貫通していることと整合しないものではない。

イ　甲１公報［００２２］の「磁石６と電流ガイドロッド３の内部にリード線７が貫通され」との翻訳は正確であって、磁石６と電流ガイドロッド３それぞれの内部にリード線７が貫通していると理解され、不明な点はない。原告が提出した甲３１、３２、６５、６６の各意見書は、「図２を参照すると」、「図２との関係からみれば」などとあるように図２の描写に影響されていることなどからみて、明細書の文言に基づいて解釈するものとはいえない。

(3) 「甲１発明のスライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９が径方向に屈曲可能な弾性を有している」ことを認めなかった本件審決の認定について

以下に述べるとおり、スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９を径方向に屈曲可能なものとすると、スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９

が電流ガイドロッド３にスムーズにガイドされてスライドすることができず、「スライドスリーブ４と電流ガイドロッド３の部分を伸縮」して、「シリコンスリーブ９全体の底端が頭皮に接触し、さらに頭部の曲率の変化に応じて、シリコンスリーブ９の底部が常に頭皮にフィットするように調整」するという機能を果たすことができなくなるから、スライドスリーブ４とシリコンスリーブ９の径方向への屈曲性があるとはいえない。

ア　甲１公報の図２によれば、甲１発明は、別紙４「被告説明図」【図１】～【図３】の動作前(a)、摺動後(b)として示す各図のとおり、電流ガイドロッド３及びストッパー５がばね８の圧縮によりスライドスリーブ４の内周面に沿って電流ガイドロッド３の軸方向に摺動する構造であることが明らかである。

まず、「シリコンスリーブ９の底部が常に頭皮にフィットする」との作用効果は、同別紙【図１】(a)、(b)に示すとおり、電流ガイドロッド３及びストッパー５がばね８の圧縮によりスライドスリーブ４の内周面に沿って電流ガイドロッド３の「軸方向に」摺動することにより実現される。

イ　次に、同別紙【図２】(a)、(b)のとおり、電流ガイドロッド３はスライドスリーブ４の内周面に当接しながらばね８を圧縮して軸方向に摺動することが必要であるため、スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９が径方向に屈曲可能な弾性を備えて屈曲すると、この摺動動作を阻害することとなる。

また、スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９が径方向に屈曲可能な弾性を備えて屈曲すると、シリコンスリーブ９の底部が頭皮から逃げてしまう形状となり、「シリコンスリーブ９の底部が常に頭皮にフィットする」作用効果を果たさないことが明らかである。

加えて、ばね８が圧縮された同別紙【図２】(b)の状態に近づくほど、原告が主張する「スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９の中空域」

は小さくなり、径方向に屈曲できる状態ではなくなる。

ウ　さらに、同別紙【図３】に示されるシリコンスリーブ９は、ばね８が圧縮されるとクリーニングスリーブ１０の開口内周面、ガイドスリーブ１１の内周面及び安定化板１２の開口内周面に沿って本体２に向かって軸方向に沿って真っすぐに移動するため、このような動作を行うに際しても、スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９が径方向に屈曲可能であることはできない。

(4) 本件審決が認定した本件発明１と甲１発明との相違点１～５に誤りがないことについて、以下で補足して説明する。

ア　相違点１、２

相違点１、２の認定が誤りであるとする原告の主張は、リード線７が電流ガイドロッド３を貫通していないとの解釈を前提とするものであり、その前提が誤っていることは上記のとおりである。

そうすると、甲１発明はリード線７のみで電源から一端まで通電が可能である以上、電流ガイドロッド３及びストッパー５を介して電気の通電を受けなければならない技術的な理由はなく、電流ガイドロッド３及びストッパー５は本件発明１の「前記電気回路から導電可能に前記電気回路に接続された金属製の基底部材」に相当しないのであるから、相違点１が認定される。

また、本件発明１では胴部材の基端部に基底部材が配設されるという位置関係を有するが、甲１発明ではそもそも基底部材に対応する部材がないことから、相違点２が認定される。

イ　相違点３

相違点３の認定が誤りであるとする原告の主張は、リード線７が磁石６を貫通していないとの解釈を前提として、リード線７の一端から磁石６に電流が流れて頭皮に放電するとするものであり、その前提が誤っているこ

とは上記のとおりである。

そうすると、頭皮に放電する機能を備えた本件発明１の「電極部材」と対比すべき構造は「リード線７の一端」となり、リード線７が本件発明１の電極部材が備える構造を有していない以上、相違点３が認定される。

ウ　相違点４

相違点４の認定が誤りであるとする原告の主張は、リード線７が電流ガイドロッド３及び磁石６を貫通していないとの解釈を前提とするものであり、その前提が誤っていることは上記のとおりである。

そうすると、本件発明１の金属軸は、基底部材と電極部材に挟まれる形で胴部材の筒内部に設置されるという位置関係にあるところ、そもそも前提となる基底部材や胴部材に相当する構造を甲１発明が備えていない以上、ばね８は金属軸に相当せず、相違点４が認定される。

エ　相違点５

相違点５の認定が誤りであるとする原告の主張は、リード線７が電流ガイドロッド３及び磁石６を貫通していないとの解釈及びスライドスリーブ４とシリコンスリーブ９が径方向への屈曲性を有するとの解釈を前提とするものであり、その前提がいずれも誤っていることは上記のとおりである。

そうすると、金属軸及び胴部材の径方向への屈曲性以前に、そもそも甲１発明は金属軸や胴部材に相当する構造を備えていない。

さらに、この点を措いたとしても、上記のとおり、スライドスリーブ４とシリコンスリーブ９が径方向への屈曲性を有すると軸方向への伸縮が阻害されるという問題が生じ得ることから、ばね８やスライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９の中空域は、径方向への屈曲性を有する金属軸や胴部材に相当せず、相違点５が認定される。

２　取消事由２（甲１発明に基づく進歩性の判断の誤り〔本件発明１～１０〕）について

【原告の主張】

(1) 上記１【原告の主張】のとおり、本件審決の甲１発明の認定及び本件発明１との相違点の認定は誤りである。

(2) 仮に、相違点５が認められるとしても、皮膚に電気刺激を与えるブラシ型の美容機器において、ブラシの櫛歯（電極用のピン）を肌の形状に合わせて屈曲可能にすること（周知技術１）は周知技術であり、当該周知技術を考慮して相違点５に係る構成を採用することは容易である。

この点、本件審決は、甲１発明に周知技術１を適用することには阻害要因があると述べるが（本件審決第５の３(2)ア(ｶ)）、上記１【原告の主張】(3)で述べたとおり、「シリコンスリーブ９全体の底端が頭皮に接触し、さらに頭部の曲率の変化に応じてシリコンスリーブ９の底部が常に頭皮にフィットするように調整」するためには、径方向に屈曲可能な弾性を有することは必須であり、本件審決の上記判断は誤りである。

(3) 以上によれば、本件発明１、及び本件発明１の発明特定事項を全て含み、更に減縮したものである本件発明２～１０は甲１発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものとはいえないとした本件審決には、進歩性の判断を誤った取消事由がある。

【被告の主張】

(1) 上記１【被告の主張】のとおり、本件審決の甲１発明の認定及び本件発明１との相違点の認定に誤りはない。

なお、相違点１～５について、それぞれ構造を変更する動機がない旨の本件審決の判断にも、誤りはない。

(2) 甲１発明に周知技術１を適用して相違点５に係る構成を採用することについて阻害要因があることは、上記１【被告の主張】(3)のとおりである。

３　取消事由３（明確性要件に関する判断の誤り〔本件発明５、１０〕）について

【原告の主張】

(1) 本件発明５について

本件発明５の「前記基底部材は…金属軸の一部分として構成されてなる」との記載は、基底部材が金属軸に含まれる（すなわち基底部材は金属軸となる）ということであるが、本件発明１の基底部材と金属軸は別の部材として規定されているから、本件発明５は本件発明１との間で矛盾抵触が生じており、明確性要件に反する。

(2) 本件発明１０について

ア　本件発明１０は「低周波電流を…印加可能」と記載されているが、本件明細書には、「低周波」がどの周波数域をいうのかについての記載は存在しない。

イ　また、従来技術を考慮しても、「低周波電流」がどの周波数域の電流であるのかを一義的に決めることはできない。本件明細書には「顔の皮膚を刺激すれば、即効性のある皮膚のリフトアップ効果を発揮することができ、化粧を行う前の肌の状態を改善し、化粧のりを良くすることができる。」（【００２６】）、「前記皮膚のリフトアップ効果は、顔以外の皮膚に対しても引き締め効果として発揮でき、皮膚のたるみを抑制することができる。」（【００２７】）との記載があるところ、このような効果を、例えば本件審決が言及する登録実用新案第３００５９９０号公報（甲１６）記載の「１０００Ｈｚ～３０００Ｈｚ」の低周波電流によって実現できるのかは不明である。

ウ　したがって、第三者は、本件発明１０について、どの周波数域の電流が「低周波電流」に含まれるのかを理解することができず、本件発明１０の技術的範囲は不明確であり、第三者の利益が不当に害されることになる。

(3) 結論

したがって、本件発明５及び本件発明１０について、特許法３６条６項２

号所定の明確性要件に適合するとした本件審決には、明確性要件の判断を誤った取消事由がある。

【被告の主張】

本件審決の判断に誤りはない。

第４　当裁判所の判断

１　取消事由１（甲１発明に基づく新規性の判断の誤り〔本件発明１～６、８、９〕）について

(1) 原告は、本件発明１の「基底部材」、「胴部材」、「電極部材」、「金属軸」の各構成につき、本件審決は甲１発明との対比を誤り、存在しない相違点を認定した旨主張する（前記第３の１【原告の主張】(1)）ところ、この点は、「甲１発明のリード線７が電流ガイドロッド３及び磁石６を貫通しているか」（同(2)）の理解に関わっていると解されるので、最初にこの点を検討する。

ア　甲１公報には、リード線７に係る構成について、①「磁石６と電流ガイドロッド３の内部にリード線７が貫通され、リード線７の一端は本体２と櫛ハンドル１を順に貫通して電池ボックス１８の左側に固定して接続され、リード線７の外部であって、ストッパー５と磁石６との間にばね８が設置され」（［００２２］）、②「リード線７を利用して弱い電流を放電して頭皮細胞を刺激することで、頭皮細胞の活性化や活性維持に有利であり」（［００２２］）、③「ボタンスイッチ２１を押すと、リード線７がオンになって通電し、先端放電により離れ、リード線７の一端は頭皮に弱い電流を放電して頭皮細胞を刺激し、それと同時に、磁石６は頭皮に対して理学療法による健康維持の効果を奏することができ（る）」（［００２３］）旨の記載がある。

イ　上記各記載における「リード線７」は、図面において符号７が付された部分と対応するものとみるべきところ、甲１公報の図面（図１～５）のう

ち符号７が用いられているのは図２のみであり、上記①の「磁石６と電流ガイドロッド３の内部にリード線７が貫通され」及び「リード線７の外部であって、ストッパー５と磁石６との間にばね８が設置され」は図２に示された構成の説明であると認められるから、「リード線７」が図２において符号７が付された部材を指していることは明らかである。

そして、上記①のとおり、「リード線７の一端は本体２と櫛ハンドル１を順に貫通して電池ボックス１８の左側に固定して接続され」ているのであるから、リード線７の一端は、図示されていないものの、電池ボックス１８の左側に固定して接続されていることが明らかである。

また、上記③の「ボタンスイッチ２１を押すと、リード線７がオンになって通電し」との記載は、上記①の「リード線７の一端は…電池ボックス１８の左側に固定して接続され」と同じ「リード線７」の説明であると解するのが自然であり、「リード線７の一端は頭皮に弱い電流を放電して頭皮細胞を刺激」するのであるから、図２に示されたリード線７の他端（電池ボックス１８の左側に固定して接続されている上記「一端」とは反対側の一端）は、図示されていないものの、シリコンスリーブ９の底部の中心に開けられた放電孔から頭皮に弱い電流を放電可能な位置にあることが明らかである。

ウ　これに対し、原告は、甲１公報の図２は図１のような「部分」断面図との説明がないから全体的な断面図であるとの前提で、リード線７が電流ガイドロッド３及び磁石６を貫通していないことは明らかである旨主張する。

しかし、図２は「本考案のシリコンスリーブ及びスライドスリーブの構造断面図である。」と説明されていること（［００１６］、下線は本判決の注記）、図２においてシリコンスリーブ９及びスライドスリーブ４のみがハッチングで表されていること（断面図において断面をハッチングで表すことは、機械図面において通常に用いられる図法である。）からすると、

ハッチングが施されていない電流ガイドロッド３、ストッパー５及び磁石６の断面が図２に示されているとはいえない。現に図５をみても、同図面がハッチングされていない「ボタン電池２０」の断面を示す図でないことは明らかであり（甲１）、原告の主張は採用し難い。

したがって、図２を電流ガイドロッド３、ストッパー５及び磁石６の断面を示す図とみるべき理由はないから、同図面は、リード線７が電流ガイドロッド３及び磁石６を貫通しているとの上記理解と矛盾しない。

エ　原告は、「磁石６と電流ガイドロッド３の内部にリード線７が貫通され」（［００２２］）の中国語原文は、磁石６と電流ガイドロッド３との間の空間をリード線７が貫通していると解釈すべきであるとか、リード線７の「一端」の中国語原文が必ずしも同じ部材の両端であることを意味しないなどと主張する。

しかし、原告提出の中国語を母国語とする者の意見書（甲３１、３２、６５、６６）をみても、リード線７が電流ガイドロッド３及び磁石６を貫通するとの解釈が上記中国語原文の文言自体の理解として誤っているとは認められず、上記ア、イで述べた判断を左右するものとはいえない。

オ　原告は、中国の実務では同一の部材（構成部分）が複数あってそれらが物理的に離れている場合、同一の部材であれば同一の符号を付すのが一般的であるから、甲１公報の「…磁石６と電流ガイドロッド３の内部にリード線７が貫通され、リード線７の一端は本体２と櫛ハンドル１を順に貫通して電池ボックス１８の左側に固定して接続され…」（［００２２］）との記載において、最初の「リード線７」の文言は磁石６と電流ガイドロッド３間の空間に貫通されたリード線を、次の「リード線７」の文言は電池ボックス１８に接続されたリード線をそれぞれ表していると主張する。

しかし、甲１公報の図面のうち符号７が用いられているのは図２における１つの部分のみであるから、「リード線７」が原告の主張する意味にお

いて複数あり、しかも「同一の部材」であるとみるべき根拠はない。

このほかにも、原告は、リード線７が連続的に延びていると解釈する場合、製造コストが膨大になり現実的ではないとか、リード線７がシリコンスリーブ９の底部の放電孔から飛び出すことになるなどと様々な主張をするが、いずれも根拠が不明又は薄弱なものであって、採用できない。

(2)　以上のとおり、甲１発明のリード線７は電流ガイドロッド３及び磁石６を貫通していると認められるから、これと異なる前提に立って、本件発明１と甲１発明の対比（相違点の認定）の誤りをいう原告の主張は理由がない。この点を敷衍すると以下のとおりである。

ア　甲１発明のリード線７は電流ガイドロッド３及びストッパー５を貫通しているから、電流ガイドロッド３及びストッパー５は、本件発明１の「前記電気回路から通電可能に前記電気回路に接続された金属製の基底部材」には相当せず、甲１発明には「基底部材」に相当する部材はないことになる。また、甲１発明のリード線７は磁石６を貫通しているから、本件発明１の「電極部材」と対比すべきは、「リード線７の一端」であって「磁石６」ではない。本件審決にいう相違点１、３は以上の理解に基づくものであり、その認定に誤りはない。

イ　本件発明１の「胴部材」は「前記基底部材が基底部に配設されてなる」ものであるところ、甲１発明には基底部材がない以上、「胴部材」に相当する部材もないことになり、また、本件発明１の「金属軸」は、基底部材と電極部材に挟まれる形で胴部材の筒内部に設置されるものであるから、基底部材及び胴部材に相当する構成がない甲１発明のばね８を金属部材に相当するものと認めることもできない。本件審決にいう相違点２、４は以上の理解に基づくものであり、その認定に誤りはない。

ウ　相違点５は、本件発明１の「前記金属軸は、径方向に屈曲可能な柔軟性を有してなり、前記胴部材は、径方向に屈曲可能な弾性を有してなる」の

構成に係るものであるが、本件発明１の金属軸、胴部材に相当する構成を甲１発明が備えない以上、「径方向への屈曲性」等について判断するまでもなく、甲１発明は本件発明１の上記構成を有しないというべきである。

(3) なお、念のために、相違点５に関して、「スライドスリーブ４」及び「シリコンスリーブ９」が径方向に屈曲可能な弾性を有するかどうかについても、以下に検討する。

ア　甲１公報には、スライドスリーブ４と電流ガイドロッド３の部分を伸縮する構成について、①「本体２の底部に電流ガイドロッド３が固定して接続され、電流ガイドロッド３の外部にスライドスリーブ４が設置され、電流ガイドロッド３の底端にストッパー５が固定して接続され、且つスライドスリーブ４の内部にはストッパー５に適合するスライドスロットが開けられ、スライドスリーブ４の底部に磁石６が固定して接続され」（［００２２］）、②「ストッパー５と磁石６との間にばね８が設置され、磁石６とスライドスリーブ４の外部にシリコンスリーブ９が設置され」（［００２２］）、③「クリーニングスリーブ１０の内面の底部であって、シリコンスリーブ９の外部にガイドスリーブ１１が固定して接続され」（［００２２］）、④「ばね８の弾性力を利用して、スライドスリーブ４と電流ガイドロッド３の部分を伸縮可能にし、さらに頭部の曲率の変化に応じて、シリコンスリーブ９の底部が常に頭皮にフィットするように調整することができ」（［００２２］）、⑤「動作する際には、通常の髪をとかすように髪をとかして、シリコンスリーブ９の底端が頭皮に接触すると、ばね８が圧縮され、スライドスリーブ４がシリコンスリーブ９を収縮させ、シリコンスリーブ９全体の底端が頭皮に接触（する）」（［００２３］）との記載がある。

イ　上記記載⑤によれば、「シリコンスリーブ９の底端が頭皮に接触すると、ばね８が圧縮され、スライドスリーブ４がシリコンスリーブ９を収縮させ、

シリコンスリーブ９全体の底端が頭皮に接触」するのであり、上記記載④によれば、「ばね８の弾性力を利用して、スライドスリーブ４と電流ガイドロッド３の部分を伸縮可能に」するのであるから、伸縮にはばね８の弾性力が利用されること、具体的には、シリコンスリーブ９の底端が頭皮に接触することでばね８が圧縮され、シリコンスリーブ９の底端が頭皮に接触しなくなるとばね８が伸張する構成であると認められる。そして、上記記載②によれば、「ストッパー５と磁石６との間にばね８が設置され」ているのであるから、ばね８が圧縮することは磁石６がストッパー５に近づく方向に動くことを意味し、ばね８が伸張することは磁石６がストッパー５から遠ざかる方向に動くことを意味する。そして、上記記載①によれば、「スライドスリーブ４の底部に磁石６が固定して接続され」ているのであるから、磁石６の動きに伴い、スライドスリーブ４も磁石６と一体的に動くことになる。

また、上記記載①によれば、「電流ガイドロッド３の外部にスライドスリーブ４が設置され、電流ガイドロッド３の底端にストッパー５が固定して接続され、且つスライドスリーブ４の内部にはストッパー５に適合するスライドスロットが開けられ」ている。そうすると、スライドスリーブ４は電流ガイドロッド３に沿ってスライド可能に設けられており、シリコンスリーブ９の底端が頭皮に接触すると、別紙４「被告説明図」【図２】(b)のように磁石６がストッパー５に近づく方向へスライドスリーブ４がスライドしてばね８が圧縮され、シリコンスリーブ９の底端が頭皮に接触しなくなると、同【図２】(b)から(a)のように、ばね８の弾性力により磁石６がストッパー５から遠ざかる方向へスライドスリーブ４がスライドし、スライドスリーブ４の内部に開けられたスライドスロットにストッパー５が当接することでスライドが停止するように構成されているものと認めるのが相当である。

ウ　原告は、甲１公報の［００２２］の「…スライドスリーブ４と電流ガイドロッド３の部分を伸縮可能にし…」との記載からスライドスリーブ４が伸縮可能であることが理解され、また、［００２３］の「…スライドスリーブ４がシリコンスリーブ９を収縮させ…」との記載からスライドスリーブ４がシリコンスリーブ９を収縮させることが理解されるから、スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９はいずれも伸縮可能な部材である旨主張する。

しかしながら、上記アの記載④、⑤のとおり、原告の挙げる記載はそれぞれ「ばね８の弾性力を利用して」、「ばね８が圧縮され」との記載に続く部分であるから、スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９自体が伸縮可能であると解する根拠となるものではなく、甲１公報にスライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９自体が伸縮可能な部材で構成される旨の記載もないから、原告の主張は採用できない。上記⑤の記載は、シリコンスリーブ９からなる櫛歯の全体が収縮することを意味していると解するのが相当である。

エ　以上のとおり、甲１発明のスライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９は径方向に屈曲可能な弾性を有していないと認められ、この点においても、相違点５に関する本件審決の認定に誤りはない。

(4) 以上をまとめると、本件発明１と甲１発明には相違点１～５が存在し、これらは実質的な相違点というべきであるから、本件発明１及び本件発明１の発明特定事項を全て備える本件発明２～６、８、９は甲１発明ではないことになる。

したがって、本件審決の甲１発明に基づく新規性の判断に誤りはなく、原告が主張する取消事由１には理由がない。

２　取消事由２（甲１発明に基づく進歩性の判断の誤り〔本件発明１～１０〕）について

(1) 原告は、甲１発明の認定及び相違点の認定に誤りがあると主張するが、その主張に理由がないことは、上記１のとおりである。

(2) 原告は、仮に相違点５が認められるとしても、周知技術１（皮膚に電気刺激を与えるブラシ型の美容機器において、ブラシの櫛歯を肌の形状に合わせて屈曲できるようにすること）を考慮して相違点５に係る構成を採用することは容易であると主張する。

ア　しかし、甲１公報の「動作する際には、通常の髪をとかすように髪をとかして、シリコンスリーブ９の底端が頭皮に接触すると、ばね８が圧縮され、スライドスリーブ４がシリコンスリーブ９を収縮させ、シリコンスリーブ９全体の底端が頭皮に接触し」（［００２３］）の記載などから明らかなように、甲１発明では、櫛としての通常の使用により櫛歯の底端が頭皮に接触することで櫛歯がスムーズに伸縮することが前提とされているところ、スライドスリーブ４を径方向に屈曲する構成とすると、スライドスリーブ４と電流ガイドロッド３及びストッパー５との間の抵抗・摩擦の増大等により、スライドスリーブ４が電流ガイドロッド３に沿ってスムーズにスライドすることを妨げることは明らかである。そうすると、原告主張の周知技術１を甲１発明に適用することには阻害要因があるというべきである。

イ　これに対し、原告は、電流ガイドロッド３及びストッパー５の摺動（スライド）とスライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９が径方向に屈曲することは両立する旨主張するが、根拠を欠くものといわざるを得ない。すなわち、原告が挙げる甲２公報は、「電極４１が配設された先端部４０」が上下左右に動くことが可能な「育毛剤導入装置」に係るものであり、軸方向に摺動する構成を有するものとは認められない（甲２）。

また、原告は、スライドスリーブ４が屈曲できない部材であればストッパー５と磁石６の位置を「固定」する必要がないと主張するが、本件審決

が認定する甲１発明のとおり「電流ガイドロッド３の底端にストッパー５が固定して接続され」ていなければ、シリコンスリーブ９からなる櫛歯が電流ガイドロッド３から抜けることになるし、製造時の手間を考慮してもストッパー５を電流ガイドロッド３に、磁石６をスライドスリーブ９に固定する方が自然といえるから、スライドスリーブ４が屈曲することの根拠にはならない。

原告は、その他、髪をとかす動きをする際や「頭部の曲率の変化に応じて、シリコンスリーブ９の底部が常に頭皮にフィットするように調整する」（［００２２］）ためには径方向に屈曲することが必要である等主張するが、シリコンスリーブ９の屈曲により底部の放電孔が常に頭皮にフィットするとは認め難いし、いずれにせよ甲１公報の記載に基づく主張ではなく、上記アの認定を左右するものではない。

(3) したがって、本件発明１は、甲１発明及び原告主張の周知技術１に基づいて当業者が容易に想到できるものではないから、本件発明１の発明特定事項を全て含み、更に減縮したものである本件発明２～１０についても同様であって、本件審決の甲１発明に基づく進歩性の判断の誤りはなく、原告が主張する取消事由２には理由がない。

３　取消事由３（明確性要件に関する判断の誤り〔本件発明５、１０〕）について

(1) 明確性要件について

特許法３６条６項２号は、特許請求の範囲に記載された発明が明確でない場合には、権利者がどの範囲において独占権を有するのかについて予測可能性を奪うなど第三者の利益が不当に害されることがあり得ることから、特許を受けようとする発明が明確であることを求めるものである。その充足性の判断は、特許請求の範囲の記載だけではなく、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、

特許請求の範囲の記載が第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるか否かという観点から行うのが相当である。

(2) 本件発明５について

原告は、本件発明５では基底部材が金属軸に含まれる（すなわち基底部材は金属軸となる）とされているのに、本件発明１では基底部材と金属軸は別の部材として規定されているから、本件発明５は本件発明１との関係で矛盾抵触が生じており、明確性要件に反する旨主張する。

しかし、本件発明１に係る特許請求の範囲（請求項１）の記載をみると、①皮膚刺激ブラシ用ピンの構成要素である基底部材は、金属製であって、電気回路から導電可能に電気回路に接続されるという役割を持つこと、②皮膚刺激ブラシ用ピンの構成要素である金属軸は、胴部材の筒内部に空隙を設けて挿通されて、基底部材と電極部材とを、胴部材の長さ方向に押し縮められた状態で連結するという役割を持つことが認められるが、この基底部材と金属軸が物理的に別の構成物であると特定するような記載は認められない。

また、本件発明５に係る特許請求の範囲（請求項５）の記載をみると、請求項５は請求項１を引用するものであって、上記①の基底部材及び②の金属軸について、「前記基底部材は、前記金属軸の基端部と一体として構成された前記金属軸の一部分として構成されてなる」としており、基底部材を一部分とする金属軸は、上記①の基底部材の役割を持つとともに上記②の金属軸の役割を持つ部分が形成された一つの構成物であると理解することができる。

このように異なる役割を与えられた二つの部材を一体形成して一つの構成物とするという趣旨は、当業者であれば問題なく理解可能なものというべきであり、請求項５の記載が第三者に予測可能性を奪うなどの不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるということはできない。

(3) 本件発明１０について

ア　原告は、本件発明１０について、特許請求の範囲の記載、明細書の記載及び図面のほか出願当時の技術常識を考慮しても、第三者はどの周波数域の電流が「低周波電流」に含まれるのかを理解することができず、技術的範囲が不明確であり第三者の利益が不当に害されることになるから、明確性要件に反する旨主張する。

イ　本件発明１０に係る特許請求の範囲（請求項１０）の記載をみると、「前記電気回路は、低周波電流を、前記基底部材から前記金属軸を介して前記電極部材に対して印加可能に構成されてなる」と規定しており、本件明細書には、上記構成について「…低周波電流は皮膚の表面付近に作用する性質を有する。これによって、皮膚の表面付近を特に標的として電気刺激を与えることができる。」（【００２３】）等の記載があるが、「低周波電流」の周波数域等を特定する記載はない。

ウ　しかし、原告は、本件審判において「皮膚に電気刺激を与えるブラシ型の美容器具において低周波電流を印加すること」は甲２、１１、１２、１６から認められる周知技術であると主張していたところ、これらの先行技術文献の記載、とりわけ、特開２００４－１２１３２７号公報（甲１１）の「ブラシ基板２０は、また、直流電源（図示しない）の一方の端子に接続し、他方の端子を電極１３に接続する。これにより、ブラシ基板２０と電気的に一体のブリッスル２１と、電極１３の間に直流電流を流す。…また、直流以外に頭皮を刺激して血行を促進するマッサージ効果のある低周波や高周波などの交流電流を流してもよい。」（【００１１】、登録実用新案第３１２７９３０号公報（甲１２）の「高周波電流供給源２８をアース部に電気的に接続するとともに供給手段からの電流を導電性基板を介して導電性ピンに出力してイオンを発生させると共に頭皮と握持部との間に１ｍｍＡから１．２ｍｍＡの低周波微量電流を流して頭皮を刺激する。」（【００１４】）、登録実用新案第３００５

９９０号公報（甲１６）の「本考案は、毛根部（頭髪や眉毛の毛の根元周囲）に低周波電流刺激…を与えて頭皮の活性化・毛髪の養毛を行う毛根刺激器に関する。」（【０００１】）、「…また低周波電流による電気刺激は、表皮各層の電位差を調整して正常頭皮にする効果を有する。…」（【０００４】）、「このように本考案は、基本的には、低周波パルス電流等の刺激電流発生装置を内蔵…するものである。」（【００１２】）との記載を考慮すると、「皮膚を電気的に刺激する皮膚刺激ブラシ」（本件明細書【０００１】）である本件各発明の技術分野においては、低周波電流を印加することが周知技術であることとともに、そのような文脈において、「低周波電流」という用語は特段の説明を加えることなく既知の用語として用いられることも少なくないと認められるから、「低周波電流」の周波数域が特定されていないからといって、第三者の予測可能性を奪うなどその利益が不当に害されるほどに不明確であるということはできない。

エ　また、原告は、本件明細書【００２６】、【００２７】に記載された即効性のある皮膚のリフトアップ効果や顔以外の皮膚に対する引き締め効果を有するのがどのような「低周波電流」であるのかが不明である旨主張する。

しかし、本件明細書には、「低周波電流」が周知の低周波電流と異なる周波数域の電流であるとする記載や、周知の低周波電流における特定の周波数域の電流であるとする記載はなく、また、本件明細書【００２６】の記載のうち「皮膚の血流を増加させて細胞の代謝を活発化させる」との効果は、上記各公報の記載から、周知の低周波電流が奏する効果として理解されるものと認められる。

そうすると、本件明細書【００２６】、【００２７】に記載された即効性のある皮膚のリフトアップ効果や顔以外の皮膚に対する引き締め効果

についても、周知の低周波電流による効果として記載しているものと認められるから、その意味するところが不明確であるということはできない。

(4) したがって、特許請求の範囲の請求項５、１０は明確性要件に適合するものであり、本件審決の明確性要件の判断に誤りはなく、原告が主張する取消事由３には理由がない。

４　結論

以上のとおり、本件審決にこれを取り消すべき違法はないから、原告の請求を棄却することとし、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第４部

裁判長裁判官　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

宮　　坂　　昌　　利

裁判官　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本　　吉　　弘　　行

裁判官　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

頼　　晋　　一

別紙１　略語一覧

（略語）　　（意味）

・本件特許：被告を特許権者とする特許第６９６６８１２号

・本件各発明：本件特許に係る発明の総称

各請求項に係る発明を個別に指すときは、請求項番号に対応して「本件発明１」などという。

・本件明細書：本件特許に係る明細書（甲６９）

・甲１公報：中国実用新案第２０８８３７１８３号公報（甲１）

・甲１発明：甲１公報記載の発明

・甲２公報：特開２００９－２４７５２６号公報（甲２）

・甲４公報：韓国公開特許第１０－２０１９－００７７２７８号公報（甲４）

・周知技術１：原告が周知技術であると主張する「皮膚に電気刺激を与えるブラシ型の美容機器において、ブラシの櫛歯（電極用のピン）を肌の形状に合わせて屈曲可能にすること」

以　上

別紙２　本件明細書及び図面の抜粋

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【０００１】

本発明は、皮膚を電気的に刺激する皮膚刺激ブラシに関する。

【背景技術】

【０００２】

従来のブラシとしては、例えば樹脂で形成されてなり、柄と、柄の先端に設けられたブラシ台と、ブラシ台から立設された複数のブリッスルとを有するものが知られている。

【０００３】

また、頭皮をマッサージ可能なブラシとして、以下の構成を備える育毛ブラシが知られている。「育毛材などの溶液を入れた容器と、この容器に接続して前記溶液を頭皮に吐出するブリッスルと、生体を電気的に刺激する電流の電源と、この電源に接続して前記電流を頭皮に流すブリッスルと、を備えてなる育毛ブラシ。」

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【０００５】

しかし、従来技術は皮膚に電流を流すブリッスルが表面に露出されていたことから、整髪料等の薬剤や汗によってブリッスルが膨潤劣化し、使用につれて導電性が低下するという問題があった。

【課題を解決するための手段】

【０００６】

そこで、上記課題を解決する手段として本発明に係る皮膚刺激ブラシは、柄及び該柄の一端に設けられてなるブラシ台を構成するハウジングと、前記ハウジングに収容されてなる電気回路と、前記ブラシ台に突設されてなる複数の皮膚刺激ブラシ用ピンと、を備えてなり、前記皮膚刺激ブラシ用ピンは、前記電気回路から導電可能に前記電気回路に接続された金属製の基底部材と、細長の筒体であって、前記基底部材が基端部に配設されてなる胴部材と、前記胴部材の先端側の開口に接続されて、先端が露出してなる電極部材と、前記胴部材の筒内部に空隙を設けて挿通されて、前記基底部材と前記電極部材とを、前記胴部材の長さ方向に押し縮められた状態で連結する

金属軸と、を有し、前記金属軸は、径方向に屈曲可能な柔軟性を有してなり、前記胴部材は、径方向に屈曲可能な弾性を有してなることを特徴とする。

【０００７】

上記構成によれば、電極部材に対して電流を印加する金属軸が胴部材の筒内部に挿通されてなることから、金属軸が直接皮膚や体毛に付着した皮脂、水分、シャンプー、化粧品等に触れない。これにより、電気回路から電極部材までの電流の経路となる金属軸の腐食を抑制することができ、長期間導電性の低下を抑制することができる。

【００１１】

また、前記金属軸は、径方向に屈曲可能な柔軟性を有してなり、前記胴部材は、径方向に屈曲可能な弾性を有してなることとしてもよい。

【００１２】

径方向とは、皮膚刺激ブラシ用ピンの長さ方向を軸方向と仮定した際の半径方向をいう。しかしながら、本記載は金属軸若しくは胴部材の形状を円柱形状や円筒形状に限定するものではない。

【００１３】

この場合は、胴部材と胴部材の筒内部に挿通された金属軸とが径方向に屈曲することができる。これにより、皮膚刺激ブラシ用ピンの使用時に皮膚刺激ブラシ用ピンに対して皮膚から加わる力に応じて皮膚刺激ブラシ用ピンが径方向に屈曲することができる。このため、皮膚刺激ブラシ用ピンに皮膚の押圧に伴う屈曲状態からの弾性によるマッサージ効果を実現させることができる。また、既に上述した構成と組み合わさることで、金属軸による確実な電気導電性を具備させ、かつ、皮脂、水分、シャンプー、化粧品等との接触に起因する導電性の経時的な低下を抑制する効果を発揮させることができる。

【００１４】

また、前記金属軸は、前記電極部材を先端側に付勢するコイルバネであり、前記電極部材に対して基端側に働く力が与えられた際に、前記電極部材は前記コイルバネの付勢力に抗して基端側に押し込まれることとしてもよい。

【００１５】

この場合は、電極部材をコイルバネの付勢力に抗して基端側に押し込むことができる。このため、皮膚刺激ブラシ用ピンが皮膚と当接した際に、皮膚との当接により生ずる圧力によって電極部材が基端側に押し込まれる。さらに、電極部材が基端側に押し込まれた状態では、電極部材に対してコイルバネの付勢力が先端側に加わる。これによって、電極部材が皮膚を押圧した際に、

電極部材と皮膚との衝突による衝撃を緩和させる。これにより、使用者の力のかけ具合の調節を容易とすることができる。

【００１６】

また、前記胴部材は、長さ方向に対する可撓性を有してなり、前記電極部材が基端側に押し込まれた際に、前記胴部材が長さ方向に押縮められることとしてもよい。

【００１７】

この場合は、電極部材が基端側に押し込まれた際に、胴部材が長さ方向に押縮められる。さらに、胴部材は可撓性を有してなる。このため、電極部材が基端側に押し込まれた際に、コイルバネの付勢力に加えて胴部材の復元力が先端側に加わる。これによって、皮膚刺激ブラシ用ピンの使用者に対して、電極部材が皮膚を強く押圧することによっても不意に皮膚を傷つけることがない。さらに、前記付勢力と復元力とによって、電極部材と皮膚との確実な接触を確保しつつ、使用者に対して心地よい刺激を伴った押圧感を与えることができる。

【００２２】

また、前記電気回路は、低周波電流を、前記基底部材から前記金属軸を介して前記電極部材に対して印加可能に構成されてなることとしてもよい。

【００２３】

この場合、基底部材に対して印加された低周波電流が金属軸を流れて電極部材が導電される。このため、導電された電極部材が皮膚と当接する際に、皮膚に対して低周波電流を印加する。また、低周波電流は皮膚の表面付近に作用する性質を有する。これによって、皮膚の表面付近を特に標的として電気刺激を与えることができる。

【発明の効果】

【００２４】

本発明によれば、金属軸が皮膚や体毛に付着した皮脂、水分、シャンプー、化粧品等に直接触れないことから金属軸の腐食を抑制することができる。このため、金属軸の導電性の低下を抑制することができる。これによって、導電性の低下を抑制した皮膚刺激ブラシを提供することができる。そして、電気刺激の強度を維持させたいとする使用者のニーズにも応えることができる。

【００２５】

また、胴部材を径方向に対する弾性及び長さ方向に対する可撓性を筒体に構成した場合にあっては、皮膚刺激ブラシの使用者に対して、電極部材が皮膚を強く押圧することによっても不意に皮膚を傷つけることがない。さらに、前記付勢力と復元力とによって、電極部材と皮膚との確実

な接触を確保しつつ、使用者に対して心地よい刺激を伴った押圧感を与えることができる。

【００２６】

さらに、本発明によれば、電極部材から皮膚に対して与えられる低周波電流が、皮膚の血流を増加させて細胞の代謝を活発化させることができる。これにより、毛髪が生えている部位の皮膚を刺激すれば抜け毛を抑制することができる。また、顔の皮膚を刺激すれば、即効性のある皮膚のリフトアップ効果を発揮することができ、化粧を行う前の肌の状態を改善し、化粧のりを良くすることができる。

【００２７】

さらにまた、前記皮膚のリフトアップ効果は、顔以外の皮膚に対しても引き締め効果として発揮でき、皮膚のたるみを抑制することができる。

【発明を実施するための形態】

【００２９】

以下、本発明に係る実施の形態を、図を参照しながら詳しく説明する。なお、本明細書及び図面において、実質的に同一の機能構成を有する構成要素については、同一の符号を付することにより重複説明を省略する。また、下記で示す実施の形態は、本発明の一例を示すものである。したがって、本発明の技術的範囲は本実施形態に限定されるものではない。

【００３０】

まず初めに、図１及び図２を参照して、本実施形態に係る皮膚刺激ブラシ１の構成の一例を説明する。図１は皮膚刺激ブラシ１の左側面図である。図２は皮膚刺激ブラシ１の正面図である。

【図１】

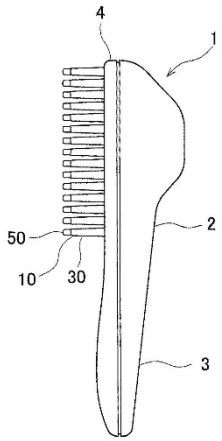

【図２】

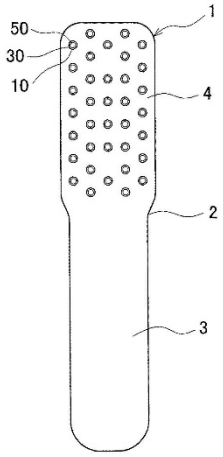

【００３１】

皮膚刺激ブラシ１は、柄３と柄３の一端に設けられてなるブラシ台４とを有してなる。柄３及びブラシ台４は、ハウジング２によって構成されてなる。ブラシ台４には、皮膚刺激ブラシ用ピン１０が複数個突設されてなる。ハウジング２には、電気回路６が収容されてなる。

【００３２】

柄３は、下端から中間部に掛けて拡径し、上端に向かうにつれて縮径する楕円柱状に形成されてなる。柄３の一端は、ブラシ台４と接続されてなる。柄３は、使用者によって手で握られる部分である。柄３は、例えば樹脂等で形成することができる。柄３の周面は、ハウジング２として構成されてなる。

【００３３】

ブラシ台４は、背面が膨出したブロック状に形成されてなる。ブラシ台４の一端は、柄３の一端と接続されてなる。ブラシ台４には、皮膚刺激ブラシ用ピン１０が複数個突設されてなる。ブラシ台４は、例えば樹脂等で形成することができる。ブラシ台４の周面はハウジング２として構成されてなる。ブラシ台４には、皮膚刺激ブラシ用ピン１０が挿通されるブラシ台孔５が複数個形成されてもよい。ブラシ台孔５は、ハウジング２を貫通する小孔に形成されてなる。ブラシ台孔５は、ブラシ台４の一側面に散りばめて形成されてなる。本実施形態で示す一例ではブラシ台４は、背面が膨出したブロック状に形成されてなり、ブラシ台孔５が穿設されてなることとしたが、ブラシ台４の形状はこれに限定されるものではなく、複数個の皮膚刺激ブラシ用ピン１０を

突設することができるものであればよい。例えば、ブラシ台孔５の代わりに、皮膚刺激ブラシ用ピン１０の胴部材３０とブラシ台４とが一体として形成されてなることとしてもよい。

【００３５】

ハウジング２は、柄３とブラシ台４とを構成する。ハウジング２の内部には、電気回路６が収容されてなる。ハウジング２は、電気回路６に加えて、電気回路６と接続されたバッテリーや電池を収容することとしてもよい。ハウジング２には、充電に用いられるコネクタが設けられてもよい。ハウジング２は、電池ケースを収容することとしてもよい。

【００３６】

電気回路６は、ハウジング２に収容されてなる。電気回路６は、プリント基板によって構成されてなることとしてもよい。電気回路６は、複数個のスルホール７が穿たれてなる。スルホール７は、電気回路６をハウジング２に収容したときにブラシ台孔５に対応する位置に穿たれてなる。電気回路６には、バッテリーや電池が接続されてもよい。電気回路６は、低周波電流を基底部材２０に対して印加可能に構成されてもよい。例えば、電気回路６には、公知の各種低周波電流発生器若しくは低周波変調器を設けてもよい。

【００３７】

次に、図３及び図４を参照して、本実施形態に係る皮膚刺激ブラシ１の皮膚刺激ブラシ用ピン１０の一例について説明する。図３は本発明に係る皮膚刺激ブラシ１の皮膚刺激ブラシ用ピン１０の拡大図である。図４は本発明に係る皮膚刺激ブラシ１の皮膚刺激ブラシ用ピン１０の拡大断面図である。

【図３】

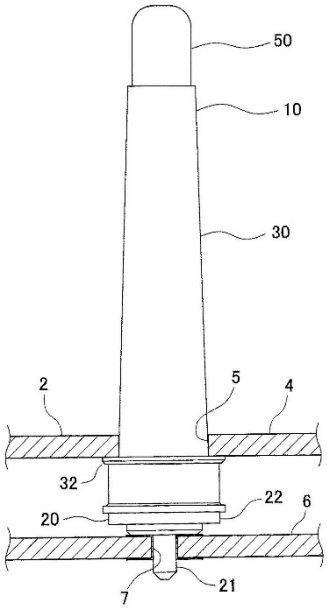

【図４】

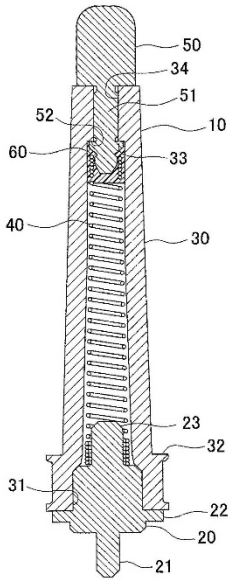

【００３８】

皮膚刺激ブラシ用ピン１０は、電気回路６から導電可能に電気回路６に接続できる金属製の基底部材２０を有する。皮膚刺激ブラシ用ピン１０は、細長の筒体であって、基底部材２０が基端部に配設されてなる胴部材３０を有してなる。皮膚刺激ブラシ用ピン１０は、胴部材３０の先端側に設けられた開口である先端開口部３４に接続されて、先端が露出してなる電極部材５０を有してなる。皮膚刺激ブラシ用ピン１０は、胴部材３０の筒内部に挿通されて、基底部材２０と電極部材５０とを連結する金属軸４０を有してなる。

【００３９】

基底部材２０は、皮膚刺激ブラシ用ピン１０の長さ方向の軸を中心とした回転体に形成されてなる。基底部材２０は中密に形成されてなる。基底部材２０は、基端部に細長形状のピン２１が突設されてなる。ピン２１は、基底部材２０の本体から基端側に向かって突設されてなる。基底部材２０は、本体部の側周に基底フランジ２２が設けられてなる。基底部材２０は、先端部に柱状に形成された基底凸部２３が突設されてなる。基底部材２０は金属によって形成されてなる。基底部材２０は、ステンレスによって形成されてなる。

【００４０】

図３に示すように、基底部材２０は、電気回路６から導電可能に電気回路６に接続されてなる。

基底部材２０は、ピン２１がスルホール７に挿入されてなる。基底部材２０は、ピン２１がスルホール７に挿入されることで、ピン２１とスルホール７とが当接して電気回路６と接続されてなる。本実施形態で示す一例では、基底部材２０はピン２１がスルホール７と当接することで電気回路６と接続されることとしたが、電気回路６との接続方法はこれに限られるものではなく、基底部材２０が電気回路６と接続されるものであれば各種方法を採用することができる。例えば、基底部材２０に対して電気回路６と接続された導電性コードが接続されることとしてもよい。

【００４１】

図３及び図４に示すように、本実施形態で示す一例では、基底部材２０は独立した部品として構成したが、基底部材２０の構成はこれに限られるものではなく、金属軸４０を導電させることができるものであれば各種方法を採用することができる。例えば、基底部材２０は金属軸４０の基端部と一体として構成された金属軸４０の一部分として構成してもよい。

【００４２】

胴部材３０は、細長の筒体であって、基底部材２０が基端部に配設されてなる。胴部材３０は、円筒状に形成されてなる。胴部材３０は、先端に向かって縮径して形成されてなる。胴部材３０は、先端に向かって徐々に外径が縮径するのと対応して、先端に向かって徐々に内径も縮径されてなる。胴部材３０は、基端側の開口である基端開口部３１と、先端側の開口である先端開口部３４とが形成されてなる。胴部材３０は、基端部の外周面にフランジ状の胴抜け止め部３２が形成されてなる。胴部材３０は、先端部の内面において段差を形成して内径が縮径した縮径部３３が形成されてなる。胴部材３０の基端側開口部には、基底部材２０の上半部が先端側に向かって挿嵌されてなる。

【００４３】

胴部材３０は、基端の基端開口部３１の縁が基底部材２０の基底フランジ２２の先端側面と当接してなる。胴部材３０は、胴抜け止め部３２がハウジング２の内側面と当接してなる。胴部材３０は、胴抜け止め部３２がハウジング２のブラシ台孔５の縁に引っ掛かることでブラシ台孔５から抜けないように抜け止めされてなる。胴部材３０は、基端の基端開口部３１の縁が基底部材２０の基底フランジ２２の先端側面と当接すると共に、胴抜け止め部３２の先端側面がハウジング２の内側面と当接することで、基端部がブラシ台４に固定されてなる。

【００４４】

胴部材３０は、皮膚刺激ブラシ用ピン１０の長さ方向を軸として径方向に屈折可能な弾性を有してなることが好ましいい。また、胴部材３０は、シリコーンゴムによって形成されてなること

がより好ましい。

【００４５】

胴部材３０は、長さ方向に対する可撓性を有してなることとしてもよい。また、胴部材３０は、長さ方向に対する可撓性を有してなると共に、電極部材５０が基端側に押し込まれた際に、胴部材３０が長さ方向に押縮められることが可能に形成されてなることが好ましい。

【００４８】

胴部材３０の基端部は、ブラシ台４に対して隙間なく配設されてなることで、胴部材３０の抜け止め部３２が、ハウジング２の内側面と当接してシーリングしてなる。

【００４９】

胴部材３０の基端部には、基底部材２０が隙間なく配設されてなる。胴部材３０の基端開口部３１には、基底部材２０が密着して内嵌されてなる。

【００５０】

金属軸４０は、胴部材３０の筒内部に挿通されて、基底部材２０と電極部材５０とを連結する。金属軸４０は、基端が基底部材２０と当接してなる。金属軸４０は、先端が電極部材５０の軸部５１と当接してなる。金属軸４０は、先端部が接着剤６０によって電極部材５０の軸部５１と当接した状態に固定されてなる。金属軸４０の基端部は、基底部材２０の基底凸部２３に外嵌してなる。金属軸４０は、胴部材３０の基端に先端側に向かって内嵌されてなる基底部材２０によって、長さ方向に押縮められてなる。

【００５１】

金属軸４０は、皮膚刺激ブラシ用ピン１０の長さ方向を軸とした径方向に屈曲可能な柔軟性を有してなることが好ましい。金属軸４０は、電極部材５０を先端側に付勢するコイルバネによって構成されてなることがより好ましい。金属軸４０であるコイルバネは、常時電極部材５０を先端側に付勢してなることが好ましい。しかし、常時電極部材５０を先端側に付勢していない場合であっても、電極部材５０が基端側に押し込まれた際に電極部材５０を先端側に付勢するものであればよい。コイルバネは、基底部材２０と電極部材５０とによって挟まれて、押縮められてなることが好ましい。

なお、本実施形態で示す一例では、金属軸４０をコイルバネによって構成することとしたが、金属軸４０はコイルバネに限定されるものではなく、基底部材２０と電極部材５０とを連結して電極部材５０を導電させることができるものであれば種々の形状によって形成することができる。例えば、柱体、ワイヤー体、筒体等に形成することができる。

【００５２】

電極部材５０は、胴部材３０の先端側の開口に接続されて、先端が露出してなる。電極部材５０は、中密のブロック体に形成されてなる。電極部材５０は、中間部から基端側が細長の軸部５１に形成されてなる。軸部５１の中間部の周面には、フランジ状の電極抜け止め部５２が形成されてなる。電極部材５０は、軸部５１が胴部材３０の先端開口部３４に内嵌されてなる。電極抜け止め部５２は、胴部材３０の縮径部３３の基端に形成された段差と係合してなる。軸部５１の基端部は、金属軸４０の先端と当接してなる。電極部材５０の基端部は、金属軸４０の先端と当接した状態に、接着剤６０によって固定されてなる。電極部材５０は、コイルバネである金属軸４０によって先端側に付勢されてなる。電極部材５０は、先端が曲面に形成されてなる。

【００５４】

また、電極部材５０は、胴部材３０の先端側の開口である先端開口部３４に隙間なく接続されてなる。電極部材５０は、胴部材３０の先端開口部３４に密着した状態で接続されてなる。

【００５６】

以下では、本実施形態に係る皮膚刺激ブラシ１の一例の使用手順に沿って、皮膚刺激ブラシ１の作用及び効果について説明する。

【００５７】

まず初めに、皮膚刺激ブラシ１の使用者は、ハウジング２に設けられた皮膚刺激ブラシ１の電源（図示しない。）を入れる。

【００５８】

本実施形態の一例に示す皮膚刺激ブラシ１にあっては、電源が入ることで、電気回路６に電流が流れる。また、基底部材２０は、電気回路６から導電可能に電気回路６に接続されてなる。より具体的には、基底部材２０は、ピン２１がスルホール７と当接してスルホール７に挿通されてなる。これにより、電気回路６に流れた電流によって基底部材２０が導電される。次に、金属軸４０は、導電された基底部材２０と当接してなる。これにより、基底部材２０から金属軸４０に電流が流れる。さらに、金属軸４０は、電極部材５０と当接してなる。これにより、金属軸４０に流れた電流が電極部材５０に流れる。これによって、電極部材５０に電流が導電される。

【００５９】

また、本実施形態の一例に示す皮膚刺激ブラシ１にあっては、電気回路６が低周波電流を基底部材２０に対して印加可能に構成されてなる場合、例えば、電気回路６が低周波電流発生器若しくは低周波変調器を有する場合には、基底部材２０に低周波電流が印加される。これにより、基

底部材２０から金属軸４０を経由して電極部材５０に低周波電流が流れる。

【００６０】

次に、電極部材５０が導電された皮膚刺激ブラシ１を皮膚に当接させてマッサージを行う。この場合、胴部材３０から先端が露出してなる電極部材５０と皮膚とが当接して、皮膚に電気刺激と押圧刺激が加えられる。

【００６１】

皮膚としては、頭皮を含む身体中の皮膚を対象とすることができる。頭皮や身体中の皮膚若しくは、これらに生えている体毛には、皮脂、水分、シャンプー、化粧品等が付着していることがある。これらの液体は、従来の皮膚刺激ブラシを劣化させて導電性を低下させることがあった。すなわち、従来の皮膚刺激ブラシに使用されていたブリッスルは金属や導電性樹脂により形成されることがあった。これらのブリッスルを用いて皮膚を刺激する場合には、以下の問題が発生していた。金属により形成されてなるブリッスルを用いて皮膚を刺激する場合には、皮膚に付着した水分等により、ブリッスルを形成する金属が腐食されて導電性が低下するという問題があった。また、ブリッスルが導電性樹脂により形成されてなる場合には、樹脂が水分等を吸収して劣化することによって、導電性樹脂の導電性が低下するという問題があった。これらの問題は、皮膚刺激ブラシ自体の寿命を低下させてしまうことから、使用者の長期にわたって電気刺激の強度を維持させたいとするニーズに十分に応えることができるものではなかった。

【００６２】

そこで、本実施形態の一例に示す皮膚刺激ブラシ１にあっては、電流の経路となる金属軸４０が、胴部材３０の筒内部に挿通されてなることによって、金属軸４０が直接皮膚や体毛に付着した皮脂、水分、シャンプー、化粧品等に触れない。これによって、電気回路６から電極部材５０までの電流の経路となる金属軸４０の腐食を抑制することができ、長期間導電性の低下を抑制することができる。さらに、これによって皮膚に対する電気刺激の強度を長期にわたって維持することができ、金属軸４０のみならず皮膚刺激ブラシ１全体としての寿命が延びる。

【００６５】

さらに、本実施形態の一例に示す皮膚刺激ブラシ１の胴部材３０がシリコーンゴムによって形成されてなる場合にあっては、シリコーンゴムの物性により優れた耐水性を発揮して、金属軸４０の腐食を防止することができる。またさらに、シリコーンゴムで胴部材３０を形成した場合にあっては、胴部材３０が径方向に屈折可能な弾性を有する。また、同部材３０は、シリコーンゴムで形成されれば、長さ方向に対する可撓性も有してなる。

【００７１】

次に、皮膚刺激ブラシ１の皮膚刺激ブラシ用ピン１０を皮膚面に対して斜め方向から皮膚に押し当てる。

【００７２】

この場合、本実施形態の一例に示す皮膚刺激ブラシ１の金属軸４０が径方向に屈曲可能な柔軟性を有してなると共に、胴部材３０が径方向に屈曲可能な弾性を有してなるときは、胴部材３０と金属軸４０とが一体として径方向に屈曲することができる。これにより、胴部材３０の弾性によって生ずる復元力によって皮膚が押圧されて、良好なマッサージ効果を得ることができる。

【００７３】

さらに、本実施形態の一例に示す皮膚刺激ブラシ１の金属軸４０が第二の弾性を有することとした場合にあっては、胴部材３０の弾性による復元力に加えて、金属軸４０の第二の弾性による第二の復元力が作用して、より強く皮膚を押圧することができる。これにより、皮膚に対して電気刺激を与えつつ、さらに良好なマッサージ効果を得ることができる。また、例えば、金属軸４０をコイルバネによって構成することで、前述の第二の弾性を得ることができる。

【００７４】

次に、皮膚刺激ブラシ１の皮膚刺激ブラシ用ピン１０を皮膚面に対して垂直に上方から皮膚に押し当てる。

【００７５】

この場合、本実施形態の一例に示す皮膚刺激ブラシ１の金属軸４０がコイルバネにより構成されてなるときは、電極部材５０をコイルバネの付勢力に抗して基端側に押し込むことができる。これにより、電極部材５０が皮膚を押圧した際に、電極部材５０と皮膚との衝突による衝撃を緩和させることができる。これにより、使用者の皮膚刺激ブラシ１に対する力の掛け具合の調節が容易となる。

さらに、電極部材５０が基端側に押し込まれた状態では、電極部材５０に対してコイルバネの付勢力が先端側に伝わる。これにより、電極部材５０が皮膚を押圧することができ、より良好なマッサージを実現することができる。

また、電極部材５０は胴部材３０と共に基端側に押し込まれる構成に限られるものではなく、例えば、胴部材３０の先端開口部３４に対して摺動しながら基端側に押し込まれてもよい。

【００７６】

さらに、本実施形態の一例に示す皮膚刺激ブラシ１の胴部材３０が長さ方向に対する可撓性を

有してなり、電極部材５０が基端側に押し込まれた際に胴部材３０が長さ方向に押縮められることとした場合にあっては、コイルバネの付勢力に加えて、押縮められた胴部材３０の先端側に向かう復元力が電極部材５０に対して作用する。これによって、より確実に皮膚と電極部材５０との接触を実現すると共に、より強い押圧刺激を得ることができる。なお、本実施形態に示す皮膚刺激ブラシ１にあっては、胴部材３０が押縮められる際に、筒内部の内径を拡張させながら押縮められることで、胴部材３０が縮む幅をより大きくすることが可能となり、より強い押圧感を得ることができる。

以　上

別紙３　本件審決の抜粋

注：甲１公報の中国語原文は省略した。

第４　請求人の主張の概要及び証拠方法

１　請求人の主張の概要

（１）無効理由１

本件発明１～６、８、９は、甲第１号証に記載された発明であるから、特許法第２９条第１項第３号に該当し、特許を受けることができない。

（２）無効理由２

ア　本件発明１～３は、甲第１号証に記載された発明、又は、甲第１号証に記載された発明及び周知技術１（甲第２～４、１０号証）に基いて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない。

イ　本件発明４～５は、甲第１号証に記載された発明、又は、甲第１号証に記載された発明及び周知技術１（甲第２～４、１０号証）に基いて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない。

ウ　本件発明６は、甲第１号証に記載された発明、又は、甲第１号証に記載された発明及び周知技術１（甲第２～４、１０号証）、又は、甲第１号証に記載された発明、技術常識（甲第５～８号証）及び周知技術２（甲第２、９～１１号証）、又は、甲第１号証に記載された発明、技術常識、周知技術１及び周知技術２に基いて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない。

エ　本件発明７は、甲第１号証に記載された発明、技術常識（甲第５～８号証）及び周知技術２（甲第２、９～１１号証）、又は、甲第１号証に記載された発明、技術常識、周知技術１及び周知技術２に基いて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない。

オ　本件発明８～９は、甲第１号証に記載された発明、又は、甲第１号証に記載された発明及び周知技術１（甲第２～４、１０号証）、又は、甲第１号証に記載された発明、技術常識（甲第５～８号証）及び周知技術２（甲第２、９～１１号証）、又は、甲第１号証に記載された発明、技術常識、周知技術１及び周知技術２に基いて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない。

カ　本件発明１０は、甲第１号証に記載された発明及び周知技術３（甲第２、１１、１２、

１６号証）、又は、甲第１号証に記載された発明、周知技術１（甲第２～４、１０号証）及び周知技術３、又は、甲第１号証に記載された発明、技術常識（甲第５～８号証）、周知技術２（甲第２、９～１１号証）及び周知技術３、又は、甲第１号証に記載された発明、技術常識、周知技術１、周知技術２及び周知技術３に基いて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない。

（３）無効理由３

ア　本件発明５における「前記基底部分は、前記金属軸の基端部と一体として構成された前記金属軸の一部分として構成されてなることを特徴とする請求項１・・・に記載の皮膚刺激ブラシ」との記載は明確でなく、本件発明５は、特許法第３６条第６項第２号に規定する要件を満たしていない。

イ　本件発明１０における「低周波電流を」「印加可能に構成されてなる」との記載は明確でなく、本件発明１０は、特許法第３６条第６項第２号に規定する要件を満たしていない。

第５　当審の判断

１　各甲号証の記載事項等

（１）甲第１号証

ア　記載事項

甲第１号証には、次の事項が記載されている（日本語は請求人の提出した訳文である。）。

（ア）「［０００４］　従来技術の欠点に対して、本考案は、髪をとかす際に、頭頂部が丸いもののため、櫛の歯の一部が頭皮に接触し、すべての歯を十分に利用することができず、且つ機能が少ないという問題を解決する、使用しやすい多機能シリコン製櫛を提供する。」

（イ）「［００１３］　（１）、該使用しやすい多機能シリコン製櫛では、本体の底部に電流ガイドロッドが固定して接続され、電流ガイドロッドの外部にスライドスリーブが設置され、電流ガイドロッドの底端にストッパーが固定して接続され、且つスライドスリーブの内部にはストッパーに適合するスライドスロットが開けられ、スライドスリーブの底部に磁石が固定して接続され、磁石と電流ガイドロッドの内部にリード線が貫通され、リード線の外部であって、ストッパーと磁石との間にばねが設置され、磁石とスライドスリーブの外部にシリコンスリーブが設置され、本体の外部にクリーニングスリーブが設置され、且つクリーニングスリーブの底部がシリコンスリーブの外部に設置され、クリーニングスリーブの内面の底部であって、シリコンスリーブの外部にガイドスリーブが固定して接続され、且つガイドスリーブの頂部とクリーニングス

リーブの内面との間に安定化板が固定して接続され、磁石を設置することにより、櫛に磁気マッサージによる治療の機能を持たせ、ばねの弾性力を利用して、スライドスリーブと電流ガイドロッドの部分を伸縮可能にし、さらに頭部の曲率の変化に応じて、シリコンスリーブの底部が常に頭皮にフィットするように調整することができ、さらに、リード線を利用して弱い電流を放電することができ、頭皮細胞を刺激するために使用することができ、頭皮細胞の活性化及び活性維持に有利であり、効果が顕著であり、そして、スライド可能なクリーニングスリーブを利用して、髪をとかした後クリーニングスリーブをスライドすることができ、シリコンスリーブの表面の頭皮やフケ等を押し出してクリーニングしやすく、使用が快適で便利であり、さらにマッサージ理学療法の効果がある。」

（ウ）「［００２２］　図１～図５に示すように、本考案は以下の技術的解決手段を提供する。櫛ハンドル１と本体２を備える使用しやすい多機能シリコン製櫛であって、本体２の前後両側には磁気ストリップ１５に適合する係止溝１６が開けられ、且つ係止溝１６の内面に鉄片１７が固定して接続され、櫛ハンドル１の右側に電池ボックス１８が固定して接続され、且つ電池ボックス１８の右側に電池ボックスカバー１９が係着され、電池ボックスカバー１９の内部にボタンスイッチ２１が固定して接続され、電池ボックスカバー１９の右側であって、ボタンスイッチ２１の外部に防水フィルム２２が固定して接続され、電池ボックスカバー１９を設置することによりボタン電池２０を定期的に交換して電気療法の効果を維持することができ、且つ端部にボタンスイッチ２１が設置され、電気療法機能の起動がより便利になり、防水フィルム２２を利用することで、水の浸入により使用に影響を与えることをさらに回避することができ、使用がより安全で便利であり、電池ボックス１８の内部にボタン電池２０が可動に接続され、本体２の底部に電流ガイドロッド３が固定して接続され、電流ガイドロッド３の外部にスライドスリーブ４が設置され、電流ガイドロッド３の底端にストッパー５が固定して接続され、且つスライドスリーブ４の内部にはストッパー５に適合するスライドスロットが開けられ、スライドスリーブ４の底部に磁石６が固定して接続され、磁石６と電流ガイドロッド３の内部にリード線７が貫通され、リード線７の一端は本体２と櫛ハンドル１を順に貫通して電池ボックス１８の左側に固定して接続され、リード線７の外部であって、ストッパー５と磁石６との間にばね８が設置され、磁石６とスライドスリーブ４の外部にシリコンスリーブ９が設置され、シリコンスリーブ９の底部の中心に放電孔が開けられ、電流を頭皮に放出するのに便利であり、本体２の外部にクリーニングスリーブ１０が設置され、且つクリーニングスリーブ１０の底部がシリコンスリーブ９の外部に設置され、クリーニングスリーブ１０の頂部に弾性フィルム１３が固定して接続され、且つクリーニ

ングスリーブ１０の表面に滑り止めシート１４が固定して接続され、弾性フィルム１３の本体２に近い側に磁気ストリップ１５が固定して接続され、クリーニングスリーブ１０の内面の底部であって、シリコンスリーブ９の外部にガイドスリーブ１１が固定して接続され、且つガイドスリーブ１１の頂部とクリーニングスリーブ１０の内面との間に安定化板１２が固定して接続され、クリーニングスリーブ１０の底部はガイドスリーブ１１、安定化板１２と協働して、電流ガイドロッド３の頂部を安定させて、その折れを回避することができ、磁石６を設置することにより、櫛に磁気マッサージによる治療の機能を持たせ、ばね８の弾性力を利用して、スライドスリーブ４と電流ガイドロッド３の部分を伸縮可能にし、さらに頭部の曲率の変化に応じて、シリコンスリーブ９の底部が常に頭皮にフィットするように調整することができ、さらに、リード線７を利用して弱い電流を放電して頭皮細胞を刺激することで、頭皮細胞の活性化や活性維持に有利であり、効果が顕著であり、一方、スライド可能なクリーニングスリーブ１０を利用すると、髪をとかした後クリーニングスリーブ１０をスライドしてシリコンスリーブ９の表面についた頭皮やフケ等を押し出すことで、クリーニングを容易なものとし、本考案は、簡便かつ快適に使用でき、しかもマッサージ理学療法の効果がある。」

（エ）「［００２３］　動作する際には、通常の髪をとかすように髪をとかして、シリコンスリーブ９の底端が頭皮に接触すると、ばね８が圧縮され、スライドスリーブ４がシリコンスリーブ９を収縮させ、シリコンスリーブ９全体の底端が頭皮に接触し、また、電池ボックスカバー１９を取り外して、電池ボックス１８内にボタン電池２０を入れてもよく、防水フィルム２２を介してボタンスイッチ２１を押すと、リード線７がオンになって通電し、先端放電により離れ、リード線７の一端は頭皮に弱い電流を放電して頭皮細胞を刺激し、それと同時に、磁石６は頭皮に対して理学療法による健康維持の効果を奏することができ、使用終了後、滑り止めシート１４を摘まんでクリーニングスリーブ１０を下へ引くと、磁気ストリップ１５は張力の作用により係止溝１６から離脱し、クリーニングスリーブ１０はシリコンスリーブ９の表面に付いた髪やフケ等を押し出し、これにより、クリーニングを容易なものとし、次に、クリーニングスリーブ１０は元の位置に戻る。」

（オ）図１

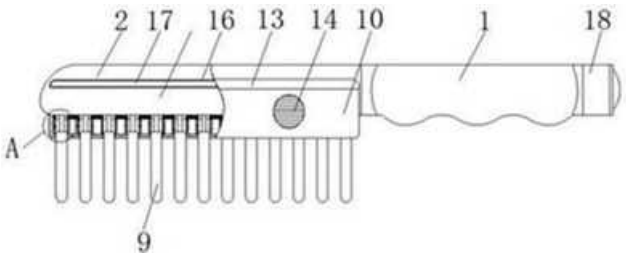

（カ）図２

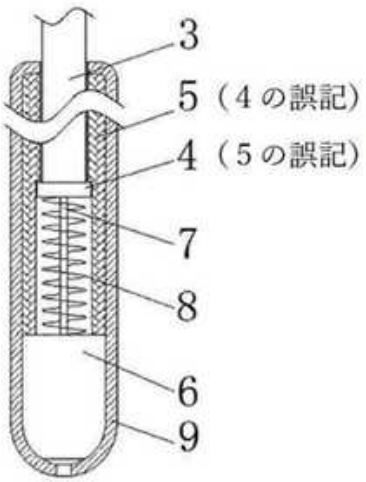

イ　認定事項　（略）

ウ　上記アの記載事項及び上記イの認定事項から、甲第１号証には、次の発明（以下「甲１発明」という。）が記載されている。

「櫛ハンドル１及び、櫛ハンドル１の一端に設けられた本体２と、

一端が本体２と櫛ハンドル１を順に貫通して電池ボックス１８の左側に固定して接続されるリード線７と、

本体２から突出している複数の歯と、を備えてなり、

前記複数の歯の各々は、電流ガイドロッド３、スライドスリーブ４、ストッパー５、磁石６、前記リード線７、ばね８、シリコンスリーブ９を有し、

スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９の基端部には、電流ガイドロッド３が配置されて

おり、スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９の内部のスペースには、ばね８が設置されており、

本体２の底部に電流ガイドロッド３が固定して接続され、電流ガイドロッド３の外部にスライドスリーブ４が設置され、電流ガイドロッド３の底端にストッパー５が固定して接続され、且つスライドスリーブ４の内部にはストッパー５に適合するスライドスロットが開けられ、スライドスリーブ４の底部に磁石６が固定して接続され、磁石６と電流ガイドロッド３の内部にリード線７が貫通され、リード線７の一端は本体２と櫛ハンドル１を順に貫通して電池ボックス１８の左側に固定して接続され、リード線７の外部であって、ストッパー５と磁石６との間にばね８が設置され、磁石６とスライドスリーブ４の外部にシリコンスリーブ９が設置され、シリコンスリーブ９の底部の中心に放電孔が開けられ、電流を頭皮に放出するのに便利であり、

磁石６を設置することにより、櫛に磁気マッサージによる治療の機能を持たせ、

ばね８の弾性力を利用して、スライドスリーブ４と電流ガイドロッド３の部分を伸縮可能にし、動作する際には、通常の髪をとかすように髪をとかして、シリコンスリーブ９の底端が頭皮に接触すると、ばね８が圧縮され、スライドスリーブ４がシリコンスリーブ９を収縮させ、シリコンスリーブ９全体の底端が頭皮に接触し、さらに頭部の曲率の変化に応じて、シリコンスリーブ９の底部が常に頭皮にフィットするように調整することができ、

電池ボックス１８内にボタン電池２０を入れてボタンスイッチ２１を押すと、リード線７がオンになって通電し、先端放電により離れ、リード線７の一端は頭皮に弱い電流を放電して頭皮細胞を刺激し、リード線７を利用して弱い電流を放電して頭皮細胞を刺激することで、頭皮細胞の活性化や活性維持に有利である

多機能シリコン製櫛。」

２　無効理由１について

上記第４の１（１）の無効理由１について検討する。

（１）甲第１号証の記載事項、認定事項及び甲１発明

甲第１号証の記載事項、認定事項及び甲１発明については、上記１（１）のとおりである。

（２）本件発明１について

ア　対比

本件発明１と甲１発明とを対比する。

（ア）甲１発明の「櫛ハンドル１」は、本件発明１の「柄」に相当する。

（イ）甲１発明の「本体２」は、「櫛ハンドル１の一端に設けられ」ており、「本体２から突出している複数の歯」が突出しているから、本件発明１の「ブラシ台」に相当する。

（ウ）甲１発明の「リード線７」は「本体２と櫛ハンドル１を順に貫通して」いるため、「本体２と櫛ハンドル１」はそれを構成するハウジングを有していることが明らかであるから、上記（ア）及び（イ）も踏まえると、甲１発明の「櫛ハンドル１及び、櫛ハンドル１の一端に設けられた本体２」を構成するハウジングは、本件発明１の「柄及び該柄の一端に設けられてなるブラシ台を構成するハウジング」に相当する。

（エ）甲１発明では「電池ボックス１８内にボタン電池２０を入れてボタンスイッチ２１を押すと、リード線７がオンになって通電」するから、甲１発明の「一端が本体２と櫛ハンドル１を順に貫通して電池ボックス１８の左側に固定して接続されるリード線７」、「ボタン電池２０」、及び「ボタンスイッチ２１」からなる電気回路は、本件発明１の「ハウジングに収容されてなる電気回路」に相当する。

（オ）甲１発明の「複数の歯」において「シリコンスリーブ９の底部の中心に放電孔が開けられ」、「リード線７の一端は頭皮に弱い電流を放電して頭皮細胞を刺激」するから、甲１発明の「本体２から突出している複数の歯」は、本件発明１の「ブラシ台に突設されてなる複数の皮膚刺激ブラシ用ピン」に相当し、同様に「多機能シリコン製櫛」は「皮膚刺激ブラシ」に相当する。

（カ）甲１発明の「スライドスリーブ４」、及び「スライドスリーブ４の外部」に「設置」された「シリコンスリーブ９」と、本件発明１の「細長の筒体であって、前記基底部材が基端部に配設されてなる胴部材」とは、細長の筒体である胴部材の限りで一致する。

（キ）甲１発明の「放電孔」は、「シリコンスリーブ９の底部の中心」に「開けられ」ているから、本件発明１の「胴部材の先端側の開口」に相当する。

（ク）上記（キ）、甲１発明の「リード線７の一端」は「頭皮に弱い電流を放電して頭皮細胞を刺激」すること、及び「放電孔」は「電流を頭皮に放出するのに便利」であることを踏まえると、甲１発明の「リード線７の一端」と、本件発明１の「前記胴部材の先端側の開口に接続されて、先端が露出してなる電極部材」とは、胴部材の先端側の開口付近に設けられた電極部材の限りで一致する。

（ケ）甲１発明の「ばね８」は螺旋状の軸と表現できるから、甲１発明の「スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９の内部のスペースに」「設置され」、「ストッパー５と磁石６との間に」「設置され」た「ばね８」と、本件発明１の「前記胴部材の筒内部に空隙を設けて挿通さ

れて、前記基底部材と前記電極部材とを、前記胴部材の長さ方向に押し縮められた状態で連結する金属軸」とは、胴部材の筒内部に空隙を設けて挿通された軸の限りで一致する。

以上によれば、本件発明１と甲１発明とは、

「柄及び該柄の一端に設けられてなるブラシ台を構成するハウジングと、

前記ハウジングに収容されてなる電気回路と、

前記ブラシ台に突設されてなる複数の皮膚刺激ブラシ用ピンと、を備えてなり、

前記皮膚刺激ブラシ用ピンは、

細長の筒体である胴部材と、

前記胴部材の先端側の開口付近に設けられた電極部材と、

前記胴部材の筒内部に空隙を設けて挿通された軸と、を有する

皮膚刺激ブラシ。」

である点で一致し、以下の点で相違している。

＜相違点１＞

皮膚刺激ブラシ用ピンについて、本件発明１では、「前記電気回路から導電可能に前記電気回路に接続された金属製の基底部材」を有しているのに対して、甲１発明では、「底端にストッパー５が固定して接続され」た「電流ガイドロッド３の内部にリード線７が貫通され」ている点。

＜相違点２＞

皮膚刺激ブラシ用ピンの胴部材について、本件発明１では、「前記基底部材が基端部に配設されてなる」のに対して、甲１発明では、「底端にストッパー５が固定して接続され」た「電流ガイドロッド３」が「基端部」に配設されてなる点。

＜相違点３＞

皮膚刺激ブラシ用ピンの電極部材について、本件発明１では、「前記胴部材の先端側の開口に接続されて、先端が露出してなる」のに対して、甲１発明では、「リード線７の一端」が「シリコンスリーブ９の底部の中心に放電孔が開けられ、電流を頭皮に放出するのに便利であり」、「頭皮に弱い電流を放電」する点。

＜相違点４＞

胴部材の筒内部に空隙を設けて挿通された軸について、本件発明１では、「前記胴部材の筒内部に空隙を設けて挿通されて、前記基底部材と前記電極部材とを、前記胴部材の長さ方向に押し縮められた状態で連結する金属軸」であるのに対して、甲１発明では、「ストッパー５と磁石６との間に」「設置され」た「ばね８」である点。

＜相違点５＞

本件発明１では、「前記金属軸は、径方向に屈曲可能な柔軟性を有してなり、前記胴部材は、径方向に屈曲可能な弾性を有してなる」のに対して、甲１発明では、「ばね８」並びに「スライドスリーブ４」及び「シリコンスリーブ９」がそのような構成であるか不明である点。

イ　判断

上記相違点１～５について、まとめて検討する。

（ア）甲第１号証の段落［００２２］（摘示１（１）ア（ウ））における「磁石６と電流ガイドロッド３の内部にリード線７が貫通され、リード線７の一端は本体２と櫛ハンドル１を順に貫通して電池ボックス１８の左側に固定して接続され」との記載、及び段落［００２３］（摘示１（１）ア（エ））における「電池ボックス１８内にボタン電池２０を入れてもよく、防水フィルム２２を介してボタンスイッチ２１を押すと、リード線７がオンになって通電し、先端放電により離れ、リード線７の一端は頭皮に弱い電流を放電して頭皮細胞を刺激し」との記載を踏まえると、「ボタン電池２０」からの電流が通電するのは、「電池ボックス１８の左側に固定して接続され」た「リード線７の一端」から、「電流ガイドロッド３の内部」を「貫通」し、「頭皮に弱い電流を放電して頭皮細胞を刺激」する「リード線７の一端」まで延びる「リード線７」であるから、甲１発明は、相違点１に係る本件発明１の「前記電気回路から導電可能に前記電気回路に接続された金属製の基底部材」に相当する構成を備えていない。

（イ）このため、上記相違点２についても、甲１発明の「底端にストッパー５が固定して接続され」た「電流ガイドロッド３」は、本件発明１の「前記基底部材が基端部に配設されてなる」ものに相当しない。

（ウ）上記相違点３についても、上記（イ）のとおり、甲１発明は、相違点２に係る本件発明１の「前記胴部材」に相当する構成を備えておらず、前提となる構成が異なるから、甲１発明の「リード線７の一端」は、本件発明１の「前記胴部材の先端側の開口に接続されて、先端が露出してなる」ものに相当しない。

（エ）上記相違点４についても、上記（ア）、（イ）のとおり、甲１発明は、相違点１に係る本件発明１の「前記基底部材」、相違点２に係る「前記胴部材」に相当する構成を備えておらず、前提となる構成が異なるから、甲１発明の「ばね８」は、本件発明１の「前記基底部材と前記電極部材とを、前記胴部材の長さ方向に押し縮められた状態で連結する金属軸」に相当しない。

（オ）上記相違点５についても、上記（イ）、（エ）のとおり、甲１発明は、相違点４に係る本件発明１の「前記金属軸」、相違点２に係る「前記胴部材」に相当する構成を備えておらず、

前提となる構成が異なるから、甲１発明は「前記金属軸は、径方向に屈曲可能な柔軟性を有してなり、前記胴部材は、径方向に屈曲可能な弾性を有してなる」構成を備えていない。

ウ　小括

よって、上記相違点１～５は、実質的な相違点であるから、本件発明１は甲１発明とはいえず、特許法第２９条第１項第３号に該当しない。

（２）本件発明２～６、８、９について

本件発明２～６、８、９は、いずれも本件発明１の発明特定事項を全て備えるものであり、本件発明１は上記（１）で述べたように甲１発明でないから、本件発明２～６、８、９についても同様の理由で甲１発明とはいえない。

よって、本件発明２～６、８、９は、特許法第２９条第１項第３号に該当しない。

（３）請求人の主張について

ア　相違点１について

口頭審理陳述要領書（１）において、請求人は、

「上記図２から、「ストッパー５」は、電流をガイド（案内）するロッド（棒）である電流ガイドロッド３に接続されており、リード線７は、電流ガイドロッド３、ストッパー５及び磁石６を貫通していない。このことから、「ストッパー５」は、電流ガイドロッド３に接続されて電気をリード線７に通電するゆえ、本件発明１の「金属製の基底部材」に相当する。そうすると、本件発明１と甲１発明は、「電気回路から導電可能に前記電気回路に接続された金属製の基底部材を有している」点で一致する。」（３３ページ９～１５行）と主張する。

しかしながら、特許出願における図面は設計図とは異なり、発明の概要を示すものである。そして、甲第１号証の段落［００２２］（摘示１（１）ア（ウ））における「磁石６と電流ガイドロッド３の内部にリード線７が貫通され、リード線７の一端は本体２と櫛ハンドル１を順に貫通して電池ボックス１８の左側に固定して接続され」との記載、及び段落［００２３］（摘示１（１）ア（エ））における「電池ボックス１８内にボタン電池２０を入れてもよく、防水フィルム２２を介してボタンスイッチ２１を押すと、リード線７がオンになって通電し、先端放電により離れ、リード線７の一端は頭皮に弱い電流を放電して頭皮細胞を刺激し」との記載を踏まえると、「ボタン電池２０」からの電流が通電するのは、「電池ボックス１８の左側に固定して接続され」た「リード線７の一端」から、「電流ガイドロッド３の内部」を「貫通」し、「頭皮に弱い電流を放電して頭皮細胞を刺激」する「リード線７の一端」まで延びる「リード線７」であって、「電流ガイドロッド３」及びその「底端」に「固定して接続され」た「ストッパー５」では

ないことは明らかである。

したがって、甲１発明の「電流ガイドロッド３」及び「ストッパー５」は、いずれも本件発明１の「前記電気回路から導電可能に前記電気回路に接続された金属製の基底部材」に相当しないから、上記相違点１は実質的な相違点である。

よって、請求人の主張を採用することはできない。

イ　相違点２について

口頭審理陳述要領書（１）において、請求人は、

「甲１発明の構成１ｄ－２の「ストッパー５」は、上記（ウ)より、本件発明１の構成１Ｄ－２の「基底部材」に相当する。また、構成１ｄ－２の「筒状で中空であって」は、その形状の共通性から、本件発明の構成１Ｄ－２の「細長の筒体であって」に相当する。そして、構成１ｄ－２の「ストッパー５が上端に設置されているスライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９の中空域」は、本件発明１の構成１Ｄ－２の「前記基底部材が基端部に配設されてなる胴部材」に相当する。そうすると、本件発明１の構成１Ｄ－２と甲１発明の構成１ｄ－２は同一であり、本件発明１と甲１発明とは、「基底部材が基端部に配設されてなる胴部材を有している」点で一致する。」（３７ページ下から７行目～３８ページ２行）と主張する。

しかしながら、上記アのとおり、甲１発明の「電流ガイドロッド３」及び「ストッパー５」は、いずれも本件発明１の「前記電気回路から導電可能に前記電気回路に接続された金属製の基底部材」に相当しない。したがって、甲１発明の「スライドスリーブ４」及び「シリコンスリーブ９」は、その中空域を含め、本件発明１の「基底部材が基端部に配設され」たものに相当しない。

ゆえに、上記相違点２は実質的な相違点である。

よって、請求人の主張を採用することはできない。

ウ　相違点３について

口頭審理陳述要領書（１）において、請求人は

「この記載に加えて、同図により、リード線７が磁石６を貫通していないことを併せて考慮すると、磁石６は電極として機能し、上記穴は、放電孔として磁石６を介して電流を頭皮に放出するために使用されるものと解釈される。

そうすると、甲１の図面を参酌すれば、甲１の多機能シリコン製櫛は、・・・

１ｄ－３　このスライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９の中空域の下端の開口に設置され、その先端が放電孔を介して露出されている磁石６と、

を有することが分かる。

そして、「その先端が放電孔を介して露出されている磁石６」は、修正後の図２からも明らかなとおり、磁石６の“いちばんはしの部分”が放電孔を介して“あらわれでて”いる。そうすると、「その先端が放電孔を介して露出されている磁石６」は、本件発明１の「先端が露出してなる電極部材」に相当する。」（４０ページ下から６行目～４１ページ９行）と主張する。

しかしながら、特許出願における図面は設計図とは異なり、発明の概要を示すものである。そして、甲第１号証の明細書において、「磁石６と電流ガイドロッド３の内部にリード線７が貫通され、リード線７の一端は本体２と櫛ハンドル１を順に貫通して電池ボックス１８の左側に固定して接続され」（段落［００２２］（摘示１（１）ア（ウ））、「磁石６を設置することにより、櫛に磁気マッサージによる治療の機能を持たせ」（段落［００２２］（摘示１（１）ア（ウ））、「電池ボックス１８内にボタン電池２０を入れてもよく、防水フィルム２２を介してボタンスイッチ２１を押すと、リード線７がオンになって通電し、先端放電により離れ、リード線７の一端は頭皮に弱い電流を放電して頭皮細胞を刺激し、それと同時に、磁石６は頭皮に対して理学療法による健康維持の効果を奏することができ」（段落［００２３］（摘示１（１）ア（エ））と記載されていること、及び「磁石６」が電極部材であることは記載も示唆もされていないことを踏まえると、「頭皮に弱い電流を放電」する電極として機能するのは「リード線７の一端」であって、「磁石６」は、「櫛に磁気マッサージによる治療の機能を持たせ」るものであって、電極として機能するものでないことは明らかである。

したがって、甲１発明の「磁石６」は本件発明１の「電極部材」には相当しない。

よって、上記相違点３は実質的な相違点である。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

エ　相違点４について

口頭審理陳述要領書（１）において、請求人は、

「甲１の図面を参酌すれば、甲１の多機能シリコン製櫛は、・・・

１ｄ－４　スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９の中空域の筒状の中空部分に設置され、ストッパー５と、磁石６とを、スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９の中空域の長さ方向に押し縮められた状態で連結するばね８と、を有する

ことが分かる。」（４５ページ下から１行目～４６ページ６行）

「上記(エ)から、「スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９の中空域」は、本件発明１の

「胴部材」に相当し、上記（ウ）から、「ストッパー５」は、本件発明１の「基底部材」に相当し、上記（オ）から、「磁石６」は、本件発明１の「電極部材」に相当する。したがって、「ばね８」は、「前記基底部材と前記電極部材とを、前記胴部材の長さ方向に押し縮められた状態で連結する」ことになる。結果として、「ばね８」は、本件発明１の「金属軸」に相当する。

そうすると、本件発明１と甲１発明は、「前記基底部材と前記電極部材とを、前記胴部材の長さ方向に押し縮められた状態で連結する金属軸を有する」点で一致する。」（４６ページ１５～２４行）と主張する。

しかしながら、上記アのとおり、甲１発明の「電流ガイドロッド３」及び「ストッパー５」は、本件発明１の「前記電気回路から導電可能に前記電気回路に接続された金属製の基底部材」ではなく、上記ウのとおり、甲１発明の「磁石６」は本件発明１の「電極部材」には相当しないから、甲１発明の「ストッパー５と磁石６との間に」「設置され」た「ばね８」は、本件発明１の「前記基底部材と前記電極部材とを」「連結する金属軸」に相当しない。

したがって、上記相違点４は実質的な相違点である。

よって、請求人の主張を採用することはできない。

オ　相違点５について

口頭審理陳述要領書（１）において、請求人は、

「「スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９の中空域」が、その径方向に屈曲可能な弾性を有しておらず、ばね８の圧縮で上下に伸縮しかしないとすると・・・シリコンスリーブ９が頭皮に接触しても、頭部の曲率の変化に応じて、シリコンスリーブ９の底部が頭皮にフィットすることができない。したがって、甲１の上記記載を実現する（頭部の曲率の変化に応じて、シリコンスリーブ９の底部が常に頭皮にフィットするようにする）ためには・・・「スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９の中空域」がその径方向に屈曲可能な弾性を有しているとしか考えようがない。したがって、甲１の上記記載は、「スライドスリーブ４及びシリコンスリーブ９の中空域」が、その径方向に屈曲可能な弾性を有していることを意味している。」（５０ページ１４～２５行）と主張する。

しかしながら、上記エのとおり、甲１発明の「ばね８」は、本件発明１の「前記金属軸」に相当せず、また、上記イのとおり、甲１発明の「スライドスリーブ４」及び「シリコンスリーブ９」は、その中空域を含め、本件発明１の「前記胴部材」に相当しないから、相違点５は実質的な相違点である。

一応、「スライドスリーブ４」及び「シリコンスリーブ９」が径方向に屈曲可能な弾性を有す

るか検討すると、甲第１号証には「スライドスリーブ４」及び「シリコンスリーブ９」が径方向に屈曲可能である旨の記載はない。そして、甲１発明は「スライドスリーブ４の内部にはストッパー５に適合するスライドスロットが開けられ、スライドスリーブ４の底部に磁石６が固定して接続され」、「スライドスリーブ４の外部にシリコンスリーブ９が設置され」、「スライドスリーブ４と電流ガイドロッド３の部分を伸縮可能にし」、「シリコンスリーブ９全体の底端が頭皮に接触し、さらに頭部の曲率の変化に応じて、シリコンスリーブ９の底部が常に頭皮にフィットするように調整することができ」るものであるから、「シリコンスリーブ９」の底部及び底端のうち、いずれか一部が頭皮に接触すると、「スライドスリーブ４」が「電流ガイドロッド３」に沿ってスライドし、「シリコンスリーブ９」の底部のいずれかが常に頭皮にフィットするように、屈曲せずに伸縮すると解するのが自然である。仮に請求人が主張するように、甲１発明の「スライドスリーブ４」の中空域が、その径方向に屈曲してしまうと、「スライドスロット」が屈曲することとなり、「スライドスリーブ４」が「電流ガイドロッド３」に沿ってスムーズにスライドすることができず、「スライドスリーブ４と電流ガイドロッド３の部分を伸縮」して、「シリコンスリーブ９全体の底端が頭皮に接触し、さらに頭部の曲率の変化に応じて、シリコンスリーブ９の底部が常に頭皮にフィットするように調整」する機能を果たすことができない。

したがって、「スライドスリーブ４」は径方向に屈曲可能な弾性を有するとはいえない。

よって、請求人の主張を採用することはできない。

（４）小括

以上のとおり、無効理由１により、本件発明１～６、８、９を無効とすることはできない。

また、前記第３の２の甲第１～３２号証の全てを参酌しても、本件発明１～６、８、９は甲１発明ではなく、特許法第２９条第１項第３号に該当しないから、無効理由１により、本件発明１～６、８、９を無効とすることはできない。

３　無効理由２について

（１）甲第１～１２、１６号証の記載事項、認定事項及び甲１発明　（略）

（２）対比・判断

ア　本件発明１について

本件発明１と甲１発明との対比については上記２（２）のとおりである。

上記相違点１～５についてまとめて検討する。

（ア）甲１発明は、「磁石６と電流ガイドロッド３の内部にリード線７が貫通され、リード

線７の一端は本体２と櫛ハンドル１を順に貫通して電池ボックス１８の左側に固定して接続され」、「電池ボックス１８内にボタン電池２０を入れてボタンスイッチ２１を押すと、リード線７がオンになって通電し、先端放電により離れ、リード線７の一端は頭皮に弱い電流を放電して頭皮細胞を刺激」するものであり、「リード線７」は、「電池ボックス１８」の「ボタン電池２０」から「電流ガイドロッド３」及び「磁石６」の内部に貫通され、「リード線７の一端」まで通電して先端放電を行うから、甲１発明は、リード線７に接続された金属製の基底部材を要しない。

したがって、甲１発明において、相違点１に係る本件発明１の「前記電気回路から導電可能に前記電気回路に接続された金属製の基底部材」を有するようにする理由はない。

（イ）上記相違点２についても、上記（ア）のとおり、甲１発明が、「前記電気回路から導電可能に前記電気回路に接続された金属製の基底部材」を有するようにする理由はないから、甲１発明の「スライドスリーブ４」及び「シリコンスリーブ９」を、「前記基底部材が基端部に配設され」たものにする理由はない。

（ウ）上記相違点３についても、上記（イ）のとおり、甲１発明の「スライドスリーブ４」及び「シリコンスリーブ９」を、「前記基底部材が基端部に配設されてなる」態様とすること、すなわち「前記胴部材」とする理由はないから、甲１発明の「リード線７の一端」を、「前記胴部材の先端側の開口に接続されて、先端が露出してなる」ものにする理由もない。

（エ）上記相違点４についても、上記（イ）のとおり、甲１発明が「前記基底部材」を有するようにする理由はなく、上記（ウ）のとおり、甲１発明の「スライドスリーブ４」及び「シリコンスリーブ９」を、「前記胴部材」とする理由はないから、甲１発明の「ばね８」を、「前記基底部材と前記電極部材とを、前記胴部材の長さ方向に押し縮められた状態で連結する金属軸」にする理由もない。

（オ）上記相違点５については、上記（エ）のとおり、甲１発明の「ばね８」を、「前記基底部材と前記電極部材とを、前記胴部材の長さ方向に押し縮められた状態で連結する金属軸」にする理由はなく、また、上記（ウ）のとおり、甲１発明が「前記胴部材」を有するようにする理由はないから、甲１発明が「前記金属軸は、径方向に屈曲可能な柔軟性を有してなり、前記胴部材は、径方向に屈曲可能な弾性を有してなる」ようにする理由もない。

（カ）上記相違点５について、一応、「スライドスリーブ４」及び「シリコンスリーブ９」が径方向に屈曲可能な弾性を有することが容易か否かを検討すると、甲第１号証には、「スライドスリーブ４」及び「シリコンスリーブ９」が径方向に屈曲可能な弾性を有することは記載され

ていない。

そして、甲２事項１の「育毛剤導入装置１を構成する電極本体４は、その形状をブラシ状に形成され、電極４１が櫛歯状に配設される先端部４０を備えており、電極４１が配設された先端部４０は、頭部の形状に合わせて上下左右に動くことが可能となり、頭皮に対する電気パルスの印加がスムースに行われること。」、甲３事項の「美容皮膚手入れ又は洗浄の装置１００は、外見がブラシ状のヘッド１０２を含み、かつ、一以上の保持体１０６及び当該保持体１０６に取り付けられた複数の柔軟な毛１０８を含み、毛１０８は、ラジオ波エネルギーを毛１０８と接触する皮膚１１４に適用するラジオ波エネルギー適用毛１１２を含み、ラジオ波エネルギー適用毛４１２は、柔軟な材料から作られた保護用スリーブ４０６内に取り囲まれて周縁４１０を超えて突出する一以上のラジオ波電極４０２を含むこと。」、甲４事項の「櫛（３０）に具備され、頭皮（Ｓ）に接触される熱電導体（３１）のヘッド部（３１１）が、電極の機能をするように構成されており、頭皮（Ｓ）にガルバニックイオン電流のような微細電流を通電させて頭皮（Ｓ）を刺激する頭皮ケア装置（1）について、当該頭皮ケア装置（1）を利用して、くしけずる場合、櫛（３０）の先端が頭皮（Ｓ）に接触されて押しながら発生する反力で櫛（３０）が曲がりながら変形されること。」、甲１０事項１の「育毛用ブラシ型導子のブラシ部２は、頭皮に微弱電流を流すブリッスル８を有しており、これらのブリッスル８は外部からの力に応じて横方向に可動とされ、かつ前記被覆部材７の弾性復元力により、元に戻るようにされていること。」から、皮膚に電気刺激を与えるブラシ型の美容機器において、ブラシの櫛歯（電極用のピン）を肌の形状に合わせて屈曲できるようにすることが周知技術（以下、「周知技術１」という。）であったとしても、当該周知技術１を考慮して、甲１発明の「スライドスリーブ４」及び「シリコンスリーブ９」を径方向に屈曲可能なものに変更してしまうと、「スライドスリーブ４」及び「シリコンスリーブ９」が、「電流ガイドロッド３」にスムーズにガイドされてスライドすることができず、「スライドスリーブ４と電流ガイドロッド３の部分を伸縮」して、「シリコンスリーブ９全体の底端が頭皮に接触し、さらに頭部の曲率の変化に応じて、シリコンスリーブ９の底部が常に頭皮にフィットするように調整」する機能を果たすことができなくなってしまうから、甲１発明に周知技術１を適用することには阻害要因がある。

したがって、甲１発明に周知技術１を適用して、上記相違点５に係る本件発明１の発明特定事項とすることは、当業者が容易に想到し得たことではない。

よって、甲１発明において上記相違点１～５に係る本件発明１の発明特定事項とすることは、当業者が容易に想到し得たことではない。

イ　本件発明２～３について

本件発明２～３は、本件発明１の発明特定事項を全て含み、更に減縮したものであるから、本件発明２～３は、上記アと同様の理由で、甲１発明、又は、甲１発明及び周知技術１に基いて当業者が容易に発明をすることができたものとはいえない。

ウ～キ　（略）（注：本件発明４～１０につき上記イと同旨）

（３）請求人の主張について

上記相違点１、４及び５に係る本件発明１の発明特定事項について、請求人は以下の主張をしている。

ア　相違点１について

口頭審理陳述要領書（１）において、請求人は、

「甲１にストッパー５を金属製にすることが明記されていないことをもって、「甲１では、スライドスリーブ４を金属製にするか否か不明である点が相違点となる（審判請求書４９頁に記載の相違点２）」との前提に立っても、リード線７はストッパー５を貫通せず、ストッパー５は電流をガイド（案内）するロッド（棒）である電流ガイドロッド３に接続されていることから、ストッパー５が導電性を有するものであることは自明である。そうすると、ストッパー５を金属製にすることは、当業者の設計事項である。したがって、当該相違点は当業者が容易に想到できるものである。」（３３ページ１７～２５行）と主張する。

しかしながら、上記（２）アのとおり、甲１発明は、「磁石６と電流ガイドロッド３の内部にリード線７が貫通され、リード線７の一端は本体２と櫛ハンドル１を順に貫通して電池ボックス１８の左側に固定して接続され」、「電池ボックス１８内にボタン電池２０を入れてボタンスイッチ２１を押すと、リード線７がオンになって通電し、先端放電により離れ、リード線７の一端は頭皮に弱い電流を放電して頭皮細胞を刺激」するものであり、「リード線７」は、「電池ボックス１８」の「ボタン電池２０」から「電流ガイドロッド３」及び「磁石６」の内部に貫通され、「リード線７の一端」まで通電して先端放電を行うから、「電流ガイドロッド３」及び「ストッパー５」を、「リード線７」と電気的に接続された金属製の基底部材とする理由がない。

よって、「電流ガイドロッド３」及び「ストッパー５」を、「リード線７」に電気的に接続された金属製のものとして、前記電気回路から導電可能に前記電気回路に接続された金属製の基底部材とすること、すなわち、甲１発明において上記相違点１に係る本件発明１の発明特定事項とすることは、当業者が容易に想到し得たことではない。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

イ　相違点４について

口頭審理陳述要領書（１）において、請求人は

「「甲１では、ばね８が金属製であるか否か不明である点が相違点となる」との前提に立っても、当該相違点は、上記技術常識に基づく当業者の設計事項程度のものにすぎず、当該相違点は当業者が容易に想到できるものである。」（４７ページ１２～１５行）と主張する。

しかしながら、「ばね８」の材料を金属製とすること自体は設計的事項であったとしても、上記アのとおり、甲１発明の「電流ガイドロッド３」及び「ストッパー５」を「リード線７」に電気的に接続された金属製の基底部材とする理由はない。また、甲１発明において「頭皮に弱い電流を放電」する電極として機能するのは「リード線７の一端」であって、「磁石６」は、「櫛に磁気マッサージによる治療の機能を持たせ」るものであり、電極として機能するものではないから、「磁石６」を電極部材とする理由もない。そうすると、甲１発明の「ストッパー５と磁石６との間」に「設置され」た「ばね８」を、基底部材と電極部材とを連結するものとすることは当業者にとって容易でない。

したがって、甲１発明において相違点４に係る本件発明１の発明特定事項を採用することは当業者にとって容易であるとはいえない。

よって、請求人の主張を採用することはできない。

ウ　相違点５について

口頭審理陳述要領書（１）において、請求人は

「甲１では、ストッパー５及びシリコンスリーブ９の中空域がその径方向に屈曲可能な弾性を有しているか否か不明である点が相違点となる・・・との前提に立っても、この相違点３は、甲１発明に、皮膚に電気刺激を与えるブラシ型の美容機器において、ブラシの櫛歯（電極用のピン）を肌の形状に合わせて屈曲できるようにするという周知技術１・・・を適用することで容易に想到できるものである」（５１ページ下から６行目～５２ページ１行）と主張する。

しかしながら、上記（２）アのとおり、周知技術１を考慮して、甲１発明の「スライドスリーブ４」を径方向に屈曲可能なものに変更してしまうと、「スライドスリーブ４」が、「電流ガイドロッド３」に沿ってスムーズにスライドすることができず、「スライドスリーブ４と電流ガイドロッド３の部分を伸縮」して、「シリコンスリーブ９全体の底端が頭皮に接触し、さらに頭部の曲率の変化に応じて、シリコンスリーブ９の底部が常に頭皮にフィットするように調整」する機能を果たすことができなくなってしまうから、甲１発明に周知技術１を適用することには阻害要因がある。

さらに、甲１発明の「ばね８」を上記相違点５に係る「前記金属軸」とし、甲１発明の「スライドスリーブ４」及び「シリコンスリーブ９」を、上記相違点５に係る「前記胴部材」とすることは、当業者にとって容易でない。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

（４）小括

したがって、本件発明１～５は、甲１発明、又は、甲１発明及び周知技術１に基いて当業者が容易に発明をすることができたものではないから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができないものとはいえない。（以下略）

４　無効理由３について

上記第４の１（３）の無効理由３について検討する。

（１）本件発明５について

ア　請求人の主張

請求人は、審判請求書において

「請求項５は請求項１の従属請求項であるところ、基底部材が金属軸の一部分となると、その金属軸を押し縮める部材としての基底部材は存在しないことになる。

そうすると、請求項１の基底部材及び金属軸の関係と、請求項５の基底部材及び金属軸の関係とは整合しないことが分かる。」（７４ページ１７～２１行）と主張する。

イ　合議体の判断

本件発明５における「前記基底部分は、前記金属軸の基端部と一体として構成された前記金属軸の一部分として構成されてなることを特徴とする請求項１・・・に記載の皮膚刺激ブラシ」との記載は、「基底部材と前記電極部材とを、前記胴部材の長さ方向に押し縮められた状態で連結する金属軸」との発明特定事項を有する本件発明１を引用するものであるところ、本件発明１を踏まえて本件発明５の上記記載を検討すると、本件発明５の上記記載は、基底部材と電極部材とを、胴部材の長さ方向に押し縮められた状態で連結する金属軸において、前記基底部分と前記金属軸の基端部とが一体として構成され、金属軸における、前記基端部から電極部材まで部分が、胴部材の長さ方向に押し縮められた状態で、基底部分及び前記基端部と電極部材とを連結する態様を意味していることが理解できるから、本件発明５における上記記載は明確である。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

（２）本件発明１０について

ア　請求人の主張について

請求人は審判請求書において

「本件発明１０には「低周波電流を・・・印加可能」と記載されているが、明細書を見ても「低周波」がどの周波数域をいうのかについての記載は存在しない」（７５ページ２２～２４行）、

「従来技術をみても、「低周波電流」というのがどの周波数域の電流であるのかを一義的に決めることができない」（７５ページ２５～２６行）と主張する。

イ　合議体の判断

まず、本件発明１０の「低周波電流」との記載について検討する。

口頭審理陳述要領書（２）の２５ページ下から３行目～２６ページ下から６行目において請求人も主張するとおり、「皮膚に電気刺激を与えるブラシ型の美容器具において低周波電流を印加すること」自体は、本件特許の出願前から周知の事項であり、その低周波の周波数も、例えば甲第１６号証においては段落【００１７】に「１０００Ｈｚ～３０００Ｈｚ」であることが記載されているところ、本件特許の発明の詳細な説明における段落【０００１】「本発明は、皮膚を電気的に刺激する皮膚刺激ブラシに関する。」、段落【００２３】「低周波電流は皮膚の表面付近に作用する性質を有する。これによって、皮膚の表面付近を特に標的として電気刺激を与えることができる。」、段落【００２６】「電極部材から皮膚に対して与えられる低周波電流が、皮膚の血流を増加させて細胞の代謝を活発化させることができる。」の記載に基づけば、本件発明１０の「低周波電流」が、皮膚表面付近を特に標的として電気刺激を与えることができ、皮膚の血流を増加させて細胞の代謝を活発化させることができる程度の上記周知の低周波数の電流であると理解できる。

したがって、本件発明１０の上記記載は明確である。

よって、請求人の主張を採用することはできない。

（３）小括

以上のとおり、本件発明５、１０は明確であるから、本件発明５、１０は、特許請求の範囲の記載が特許法第３６条第６項第２号に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたものではなく、無効理由３には理由がない。

以　上

別紙４　被告説明図

【図１】

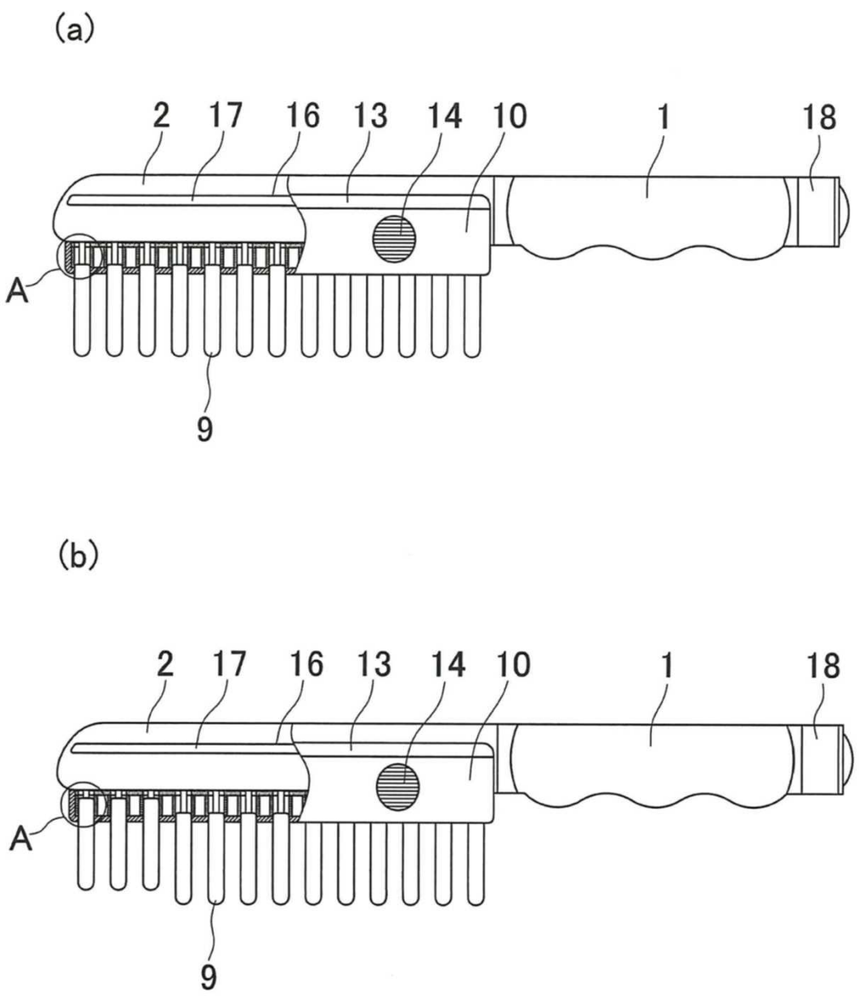

【図２】

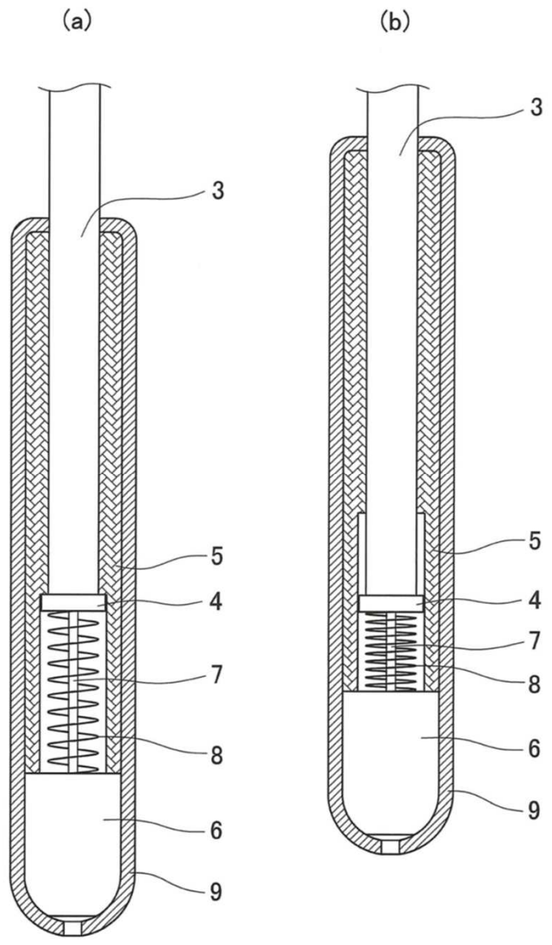
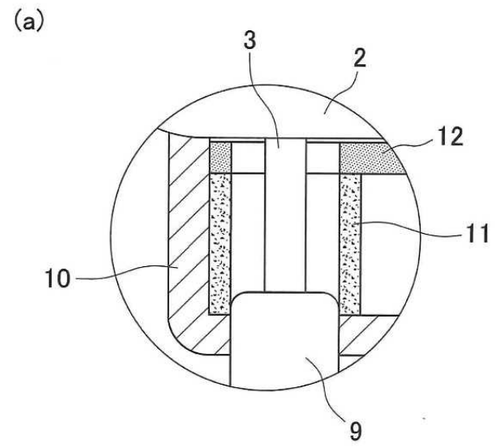
【図３】